令和８年第１回美祢市議会定例会会議録（その２）

令和８年３月12日（木曜日）

１　出席議員

１番	三　善　庸　平	２番	竹　下　　駿
３番	井　上　　敬	４番	石　井　和　幸
５番	山　下　安　憲	６番	末　永　義　美
７番	藤　井　敏　通	８番	戎　屋　昭　彦
９番	杉　山　武　志	10番	秋　枝　秀　稔
11番	岡　山　　隆	12番	三　好　睦　子
13番	山　中　佳　子	14番	竹　岡　昌　治
15番	村　田　弘　司	16番	荒　山　光　広

２　欠席議員　　な　し

３　出席した事務局職員

議会事務局長	岡　﨑　基　代	議会事務局議事調査班長	寺　埜　真　輔
議会事務局庶務班長	中　島　高　輝		

４　説明のため出席した者の職氏名

市　　長	篠　田　洋　司	副　市　長	志　賀　雅　彦
教　育　長	南　　順　子	病院事業管理者	清　水　良　一
代表監査委員	重　村　暢　之	デジタル推進部長	古　屋　敦　子
総務企画部長	佐々木　昭　治	市民福祉部長	佐々木　靖　司
建設農林部長	市　村　祥　二	観光商工部長	河　村　充　展
総務企画部理事	梶　山　英　樹	地方創生監	佃　　侑　祐
教育委員会事務局長	千々松　雅　幸	上下水道局長	早　田　　忍
消　防　長	中　野　秀　爾	総務企画部次長	落　合　浩　志
建設農林部次長	中　村　壽　志	病院事業局管理部経営企画室長	別　府　泰　孝

５　付議事件

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　一般質問

１　藤　井　敏　通

２　末　永　義　美

３　三　好　睦　子

４　岡　山　　隆

６　会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君）　おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡﨑事務局長。

○議会事務局長（岡﨑基代君）　報告します。

本日までに送付しているものは、事務局から一般質問順序表です。

また、本日配付しているものは、議事日程表（第２号）の１件です。

報告を終わります。

○議長（荒山光広君）　本日の議事日程は、配付している日程表のとおりでありますので、協力願います。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、岡山隆議員、三好睦子議員を指名します。

日程第２、一般質問を行います。

一般質問順序表に従い、順次質問を許可します。山下安憲議員――すみません、藤井敏通議員。

〔藤井敏通君　発言席に着く〕

○７番（藤井敏通君）　ただいま御紹介されました山下ではなくて、藤井敏通でございます。本日はですね、抽せんで、一番くじを引きました。

私、最初にここで一般質問したのは、ちょうどこの議場がオープンしたときにも最初だったんですけれども、一番くじでの最初の質問というのは初めてです。やっぱり一番っていうのは、何ともいえん、気持ちがいいというか、ある意味緊張感もあっていいなと、今日も気合いを入れてやっていこうと思いますんで、皆様よろしくお願いします。

また、篠田市長、施政方針でもありました「４つのいちばん」ですね。やるんだったらいちばん、これを５つ目のいちばんということでですね、ぜひ、入れていただければと思うんですけどいかがでしょうか。いやいや、いいです、いいです。いや、やはりやるんだったら、最初にやるっていうのが非常にいいことじゃないかなというふうに思いますんで、ちょっとお願いしました。

じゃあ本番に入ります。

本日、一応質問のテーマ２つ、あらかじめ皆さんにっていうか通告しております。

１つ目が少子化施策の現状について、もう１つが学校給食の無償化、この２つでございます。

美祢市において、やはり一番の課題というか、問題は少子化じゃないかなというふうに思います。これは、市長も常々言われておったことだと思ってます。

で、この対策ということになりますと、やはり若い人にこの美祢に住んでもらって子育てをしていただくと、もうそうするしかない。そのためには、やはり子育てがしやすい、そういう環境が必要であろうというふうに思いますし、また、やはり学校給食が無償化になるというのは、保護者にとっての経済的負担の逓減ということにもなりますので、やはり具体――どちらのテーマも子育てしやすいということに関連するんではないかなという意識で、今回、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、子育て支援策の現状について質問をいたします。

いろんな子育て支援があるのは私も存じておるんですけれども、やはり口頭でこういう支援があります、こういう支援があります、こういう支援がありますと並べられてもですね、なかなか頭に入らない。

それで、今回は事前に各々のステージ、すなわち妊娠されて出産されて育児ですね、乳幼児あるいは学校に通うようになったというその各ステージにおいて、具体的にどのような支援策があるのか。これを一覧表にしていただいて説明していただくのが私も分かりやすいですし、実際に、今回ぜひ聞いていただきたいなと思う子育て世代の方にもいいんじゃないかなということで、事前に執行部のほうに、そのような一覧表を作っていただくように依頼しておりまして、この資料に基づいて、ぜひ、まずはどういう支援策があるか説明していただきたいと思います。

議長、今言った資料を配付をお願いできませんでしょうか。

○議長（荒山光広君）　準備できてますか。じゃあ配付をお願いします。行きましたか。いいですか。じゃあお願いします。

○７番（藤井敏通君）　じゃあすみませんけど、この資料に基づいて、まず、美祢市における子育て支援事業がどのようなものがあるか、簡潔に説明をお願いいたします。

○議長（荒山光広君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　藤井議員の御質問にお答えいたします。

まず、藤井議員、2017年発刊の未来の年表というのは御存じだと思いますけど、

その当時ですね、2042年に日本の出生数が70万人を切るというふうに、その未来の年表では示されてました。実際2025年、昨年にもう70万人を割ったという、日本は危機的な少子化の状況にあります。ただ、少子化を食い止めることを決して諦めてはならないというふうに私は考えております。

本市は、深刻な人口減少と少子化が大きな課題となる中、第二次美祢市総合計画後期計画の基本目標の１つとして、『市の宝となる「ひとの育成」』を掲げ、「こども・若者支援の充実」「子育て支援の充実」に取り組み、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」に向け、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目ない子育て支援策を充実させてきたところであります。

御質問の具体的な取組内容については、担当部長のほうから説明をいたさせます。

○議長（荒山光広君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　藤井議員が配信されました資料に基づき御説明をさせていただきます。

資料のほうを御覧いただければと思います。

こちらの資料は、本市における子育て支援事業について、妊娠・出産期・乳幼児期、就学期と各段階に応じて示したものとなっております。

なお、本市独自で行っている事業以外にも、法に基づいた事業や県の事業も含めておりますので、本市独自の事業には、色付けをして表記をさせていただいております。

まず、妊娠・出産期におきましては、妊娠初期である母子健康手帳交付時から伴走型相談支援を通じて、保健師等が妊産婦に寄り添い、安心して出産・育児に臨める環境づくりを進めております。

本市独自の事業といたしましては、「妊婦歯周疾患健診」への助成、「出産時タクシー助成」「妊婦学級・両親学級」の開催、「みね子育てアプリ」による子育てに関する情報発信を行っております。

また、国による妊婦のための支援給付事業とは別に、本市独自に「出産祝金支給事業」を実施し、子育て世帯の経済的支援にも努めております。

次に、乳幼児期におきましては、保育所や認定こども園の安定的な運営支援を行うとともに、一時保育や延長保育など多様な保育ニーズに対応する事業を実施し、安心して仕事と子育てが両立できる環境づくりに努めております。

また、乳幼児健診――失礼しました。乳児健診をはじめとする各種健診や保健師等による乳児訪問事業の実施、子育て広場、各団体による子育てサロンの開催など、親子が気軽に集い、子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供することで、孤立しない子育ての――子育て環境の形成を推進しております。

本市独自の事業といたしましては、専門スタッフによる心身の成長や発達に不安のあるお子さん一人一人に寄り添った療育支援や離乳食の進め方など、子育てに役立つ「すくすく学級」の開催、乳幼児の歯の健康を早期に確認する「２歳６か月児歯科健診」、さらに永久歯を強化し虫歯を予防する目的として、年長児への「フッ化物洗口」及びおたふくかぜワクチンの費用の一部助成などを実施しております。

また、この時期には、経済的支援に――経済的支援策に多く取り組んでおり、小学校就学前児童の医療費の自己負担を市が助成します「乳児医療費助成制度」により、安心して医療を受けられる体制を整備しています。

保育料については、第１子が半額、第２子以降を無料とし、さらに副食費代を無料とすることとして、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っております。

次に、就学期におきましては、放課後児童クラブの運営など、子どもたちの放課後の安全な居場所づくりに取り組むとともに、保護者が安心して働けるよう支援を行っているところです。

本市独自の事業といたしましては、小学生から高校生年代までの児童の医療費の自己負担を市が助成する「こども医療費助成制度」をはじめ、小・中学校の「入学祝金支給事業」「英語検定料補助金」、物価高騰に係る食材費高騰分を助成する「給食費支援」など、各種支援制度により、子育て世帯への経済的支援の充実を図っております。

また、資料には記載はしておりませんが、近年、家事・育児等に対して、不安や負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけでなく、妊産婦を含む保護者自身が支援を必要とする家庭が増加している状況でございます。

これを受けまして、昨年度から子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置し、全ての子どもや子育て世帯、妊産婦に対し、母子保健と児童福祉の両機能を一体的に相談できる体制を整えたところであります。

以上です。

○議長（荒山光広君）　藤井議員。

○７番（藤井敏通君）　今の説明で、本当にいろんな施策を実施されているというのはよく分かりました。

ただ、せっかくのいろんな施策があってもですね、それを本当に使うというか、実際に使われる子育て世代の人たちが知って、さらにそれをちゃんと利用できるということでなければ、せっかくの制度も意味がないと思うんですね。

それで、最初の質問なんですけれども、具体的にこういう施策を対象とされる子育て世代の方々に、どのように周知徹底をして、実際に利用されているか、その辺はいかがでしょうか質問します。

○議長（荒山光広君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　これまで御説明しました子育て支援事業につきましては、美祢市子育て応援サイト「つぼみねっと」や「みね子育て健康アプリ」を活用して情報発信を行っているほか、支援の対象となる子育て世帯の方が妊娠届や転入の手続で窓口に来られた際、子育てに関する情報を１冊にまとめたこちら、今日持参してまいりましたが、こちらにあります「子育て支援ガイドブック」を配布して周知を図っているところでございます。

また、妊娠・出産期から乳幼児期にかけて実施している各種相談、訪問事業においても、保健師等から子育て支援事業に関する説明を直接行っているところであります。

なお、つぼみネットは、毎月約5,000回程度の閲覧数がありますことから、今後も市内の子育て世帯だけでなく、市外の子育て世帯の方へも本市の子育て支援の取組について周知が図られるよう、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君）　藤井議員。

○７番（藤井敏通君）　ただいまの説明をお聞きしましてですね、実際に子育てされる方っていうのは、先ほどのつぼみねっとなり、あるいはガイドブックでよく御存じだろうと、私自身が知らないだけかなというふうにも思いました。

本当に、せっかくの制度ですから、100％使っていただけるように周知徹底をお願いしたいなと思うんですね。

ただ、どんな制度があって、それをどういうふうに周知されてるかっていうのは分かったんですけれども、やはりここで一番気になるのがじゃあ具体的にこの支援

策を使ったら、どのぐらいの支援額を実際に得ることができるんだろうかという、これがやはり一番の関心事というか、気になるところですね。

それで、これもまた事前に執行部のほうにお願いしましてですね、その辺、一体どのぐらいの支援額が得られるのかというモデルケースで試算をお願いしました。その試算の結果を、ちょっと報告をお願いしたいなと思います。

ただ、試算ですから、あくまでもある前提なりがないと試算はできませんので、一応私のほうから標準世帯、すなわち共稼ぎの夫婦で子ども２人というのを、出産されて高校生卒業するまでというタイムの中で、どのぐらいの支援額が得られるかというふうなことで、前提でお願いしましたので、ぜひその結果をこの場でちょっと説明していただけますか。

議長、すみません、２番目の資料配付をお願いしたいんですけれども。

○議長（荒山光広君）　送信してください。行きましたか。

○７番（藤井敏通君）　じゃあすみませんけど、この資料に基づいて、一体どのぐらいの支援額が期待できるのか、説明をお願いします。

○議長（荒山光広君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　配信されました資料を御覧いただければと思います。

こちらは、子育て支援事業による子育て世帯への経済的支援額を、共働きの夫婦と子ども２人の標準的な世帯で試算したものであります。

こちらも、本市独自の事業には色付けをして表記をさせていただいております。

試算の結果、概算ではありますが、法に基づいた事業を含め、妊娠・出産期から就学期までの合計で約1,530万円、そのうち本市独自の事業では、約1,020万円が子育て世帯への支援額となっております。

このように、本市では、子育て支援施策の充実に継続して取り組んでいるところでありますが、それだけでは、少子化の流れに歯止めをかけるには至っていないのが現状であると認識をしております。

近年の社会情勢を踏まえると未婚化・晩婚化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、将来不安や長時間労働など、出生行動に影響を与える要因が多岐にわたっております。自治体の子育て支援施策のみでは、出生数の減少傾向を反転させることは極めて困難な状況にあり、子育て支援施策と出生数の相関関係はない実態も明

らかになっているところであります。

こうした状況を踏まえまして、今後も子育て支援の充実は当然進めつつ若い世代の雇用・就労環境の改善や、男女が共に家庭と仕事を両立しやすい社会づくりや地域とのつながりなど、国や県、関係機関と連携した総合的な取組が不可欠であると考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君）　藤井議員。

○７番（藤井敏通君）　ただいまの資料によりますと、標準的な家庭で１世帯当たり1,500万、子ども１人当たりに直しますと750万ぐらいの支援、で、美祢市独自事業でも1,000万、子ども１人に直すと500万ぐらいの支援額になるということで、私がイメージしていた額よりも多いかなというふうには思います。

やはり、このぐらいの額が支援策として得られるものだというふうなことをアピールするということも１つの利用促進になるんではないかなというふうに改めて感じました。

ただ、先ほど御指摘ありましたように、この支援策っていうか、支援額と必ずその出生数は相関がないというお話でございましたけれども、そうはいうものの、やはりこのような支援があるということは、実際に子どもを産み・育てるに当たっては心強いと思いますので、せっかくの支援策ですから、ぜひ、もっともっとこれを広く市民あるいはそれ以外、市外の方にも知らせることで、本当に地域を上げてというか、子どもを育てるんだというふうなことでアピールしていただければなというふうに思いますんで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それで、この支援策に関連するんですけれども、ある子育て世代の保護者さんのほうからですね、中学の入学祝金、これを制服の購入に充てたいと思ってたんだけど、実際に祝金が手元に届いたのは５月の連休過ぎですか、６月の初めだったですか、どうせ支給していただくんだったら、入学前に支給していただければ、制服の支払いもできたのにというふうなお話ありました。

この祝金を入学前までに支給するというようなことはできないんでしょうかね、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　入学祝金は、児童が小学校、中学校または特別支

援学校に入学するにあたり、入学を祝福し、児童の健全な育成を支援することを目的として支給する本市独自の制度です。

支給対象者は、５月１日現在において、市内に住所を有する児童を監護している方で、入学後も本市に継続して居住されていることを要件として、対象１年生お一人につき５万円のカルストさくらギフト券を郵送により支給をさせていただいております。

入学祝金は、先ほども申し上げましたとおり、入学を祝福し、児童の健全な育成を支援することを目的としているものであり、入学準備に要する経費を補助するいわゆる支度金とは趣旨が異なるものであります。

現在、入学祝金は基準日であります５月１日以降に支給をしておりますが、制服等の入学準備に活用するため、購入時期である２月、または３月での支給を求める声があることは承知をしております。

しかしながら、当該時期に支給をした場合、その後、転出される可能性がある世帯に対しても支給をすることになり、制度の趣旨や支給の公平性の観点から課題があると考えております。

基準日を５月１日現在としております理由は、文部科学省が毎年実施している、日本の学校教育に関する基幹統計調査である「学校基本調査」の基準日に合わせたもので、新学年が始まった直後で、在籍状況が安定し、確実な入学者数が把握できるためであります。入学祝金を市内に住所を有する児童へ確実にお届けするため、この時期に支給することとさせていただいております。

なお、教育委員会において、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や学校給食費等、学校で必要な費用の一部を補助する就学援助制度を実施しております。

入学準備経費を希望される方には、入学する年の１月下旬に就学援助費が支給されております。

以上のことから、市といたしましては、入学祝金の趣旨を踏まえ、支給時期につきましては、現行どおりにしたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君）　藤井議員。

○７番（藤井敏通君）　この件に関しましては、確かに今の説明がありましたように、

祝金という形であれば今言われたような理由で、どうしても入学が決定したというか、５月１日ですか、その現在でいらっしゃるというふうなことになろうかと思うんですけど。

逆にですね、支度金ということであれば、いわゆるそういう制服とかを支度するためのということになりますので、例えば、祝金を支度金ということに変えて、あらかじめ入学前までに支給するということはできないんでしょうか。

確かに、そうした場合に、本当に市内の中学校に行かれるかどうかという保証はないという問題はありますが、少なくとも支度金ということであれば、入学前に支払うということは可能だと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（荒山光広君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　藤井議員の御質問にお答えいたします。

確かに、支度金という形で、事前に支給するということは可能であろうかとは思います。その一方で、急な転出入、入って来られる方もいらっしゃるわけでございます。

４月、また、３月末に住民票をこちらに移された方、そういった方もいらっしゃるわけでございますので、そういった方には、逆に対象にならないということもあるわけでございますし、転出した場合、職員がまたそれを戻してもらうのかということも当然議論のテーブルに上がるわけでございます。

そういったことも含めて検討させていただきますが、逆に転入された方への対応をどうするかという部分もありますので、今は入学祝金という形で、５月１日を基準日として支給支援しているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君）　藤井議員。

○７番（藤井敏通君）　本件につきまして、そういう意見もあるということを踏まえてですね、再度、制度の見直し等、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

次の学校給食無償化の実施について、質問に移らせていただきます。

この４月から、公立小学校の学校給食につきましては、児童１人頭――１人当たり5,200円、国のほうから支給されるというふうなことになっているかと思います。

ただ、この場合、全額――全国一律に、全額国がっていうか補償するというわけではなくて、給食費が月5,200円を上回った場合には、その差額は、基本的には保

護者さんのほうが負担するというふうなのがこの制度だと理解しております。

それで、まず、この公立小学校の給食費の無償化につきまして、美祢市としては、どのような制度設計をされているのか。

制度設計で具体的に言いますと、まず実施時期はいつから考えてらっしゃるか。保護者への通知等についてはどのようにされたのか。あるいは先ほど言いましたように、差額については、原則保護者ということですけれども、この点について、市としてはどのようにお考えなのか。

この３点を中心に、美祢市として、この公立小学校の学校給食無償化に対する対応についてお伺いいたします。

○議長（荒山光広君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　藤井議員の御質問にお答えいたします。

市としての対応ということでございますので、まず、私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

来年度から、国と県による学校給食費の抜本的な負担軽減として、給食費負担軽減交付金が創設され、小学校給食において、食材費の支援が行われることになりました。

この交付金は、令和５年度学校給食費調査の全国平均に、近年の物価動向を加味して設定された5,200円を11か月分、在籍する児童数により市に交付されることとなっております。この交付金の負担割合は、国と県で２分の１ずつとなっております。

現在、本市の小学校における食材費は１か月当たり約6,200円となっています。基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収可能とされておりますが、これまでも本市では物価高騰分を支援しており、子育て世代の経済的負担を軽減し子育て支援を強化するため、この基準額を超える部分を引き続き市が負担することで、本年４月から実質給食費の無償化を実施いたします。

なお、小学生の給食費の実質無償化については、学校を通して当該保護者へ文書を配布するほか、市ホームページ等へ掲載する予定としております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君）　藤井議員。

○７番（藤井敏通君）　ありがとうございました。少なくとも公立小学校への学校給

食の無償化につきましては、４月１日から、通知は、学校を通じて保護者さんのほうへしっかり通知するということと給食費の差額、これについては、実際、国からの――国からというか、国と県が２分の１――２分の１の負担ということですが、5,200円掛ける11か月と。

で、実際の今美祢市での食材費が6,200円、月1,000円ぐらい高いんですけれども、この差額については、保護者に負担を求めるのではなくて、市のほうで、これは負担するということでございますので、一応小学校の児童分については、もう全額無償――全額っていうか無償でということで、制度設計がなされているということで、理解いたしました。

そこでですね、これから市長にお願いしたいなと思うんですけども、小学校の無償化は、一応この新年度から、４月１日からは一応達成されます。

で、かねてから要望もあったと思うんですけど、これを機に中学校の食材費無償化ということを前倒しで実施してはいかがかなというふうに思うんですけれども、その辺、市としてはどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　藤井議員の御質問にお答えいたします。

中学校の給食費の無償化についての御質問でございます。

当然――前倒しの実施ですか。中学校の給食の無償化を国の制度構築の前に、前倒して実施してはどうかという御質問に対する御回答をさせていただきたいと思います。

学校給食については、今回、ひと月児童１人当たり5,200円という基準が示されたところでございます。一部の市町村においては、物価高騰も含めて5,200円で収めるという動きも一方であるわけでございます。

まずは、私として必要なことは、物価高騰が今後も続くと予想されます。で、続いたとしても、質を落とすことは決してあってはならないというふうに考えております。その上で、中学校の給食無償化については、私としては実施したいのはやまやまではございますが、必要となる費用を約3,000万円と見込んでおります。

基本的には、将来にわたって、安定的な財源確保が可能であれば実施したいというふうに考えております。といいますのは、やはり将来にわたって、この制度がもし中学校の無償化を実施した場合、安定的な財政運営ができるかというのも重要な

観点でございます。

確かに、基金を取崩してそれに充てると、そのうち財政も行き詰まることになります。そうすると、逆に今の住民ニーズに応えるがために、将来の――将来住民の選択肢を奪うことにもつながりかねません。

したがいまして、安定的な財政運営、将来の財政運営を見通した上で判断してまいりたい。また、実施に向けては、絶えず検証はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君）　藤井議員。

○７番（藤井敏通君）　まさに、私が思ってたような回答だったんです。

中学校の無償化、前倒し実施っていうことで、一応経費的には、約3,000万かかるとおっしゃいました。

で、私なりに、ちょっとどのぐらいの経費がかかるかなっていうのを、単純に小学校の児童数、中学校の生徒数ということで計算してみました。

４月１日現在の中学校の生徒数は380人というふうに聞いております。そうすると１人頭5,200円で、国のほうは11か月ということですけど、これを12か月ということで計算すると2,400万と。ただ、美祢市の食材のほうがこれ以上ということなんで、多分、市長は約3,000万ぐらいの何か費用の増大というふうにおっしゃったと思います。

で、確かに、美祢市は非常に財政が厳しいんで、なかなかこの3,000万を捻出するのは困難かとは思います。ただし、その財源として、基金を取り崩すということもあるんですけれども、例えば、令和７年度の予算の減額修正補正でですね、３億6,600万円、そしてその中の教育費でも7,200万円、一応減額補正されてます。

ということは、予算には計上しても、実際にはいろんな努力で減らされたんかもしれませんけれども、このぐらいのっていうか、額については、まだ予算のやりくりで、財源として捻出できる可能性があるんじゃないかなというふうにも私は考えられると思うんですね。

それと、もう１つ、確かに小学校の無償化はこの４月１日からです。

で、じゃあ中学校はどうなるだろうと。多分、小学校だけで、もういいよということにはならないんじゃないかなと。やはり世論というか、世論の側も小学校で無

償化するんだったら中学校でもやるべきじゃないかっていう、やはり国民の声も上がってくるんじゃないかなと私は思ってます。

そうすると、来年すぐっていうのは難しいかもしれませんけども、２年後ぐらいには、中学校も多分食材の無償化ということが決まるんではないかなというふうに、これは私のあくまでも勝手にそう思ってることではありますけれども、かなり現実的に、中学校も早い時期に無償化になるかなと。

仮に、２年後にもし無償化が実施されるとすれば年3,000万掛ける２、6,000万、確かにこの金額をどう見るかですけども、やはり美祢市は小学校の無償化を機に中学校の無償化も前倒しで実施したよと。このインパクトというか、これは、市民あるいはほかの市町村の皆さんにもインパクトあるんじゃないかと思うんですね。美祢市は、かなり本腰で、やはり子育てを考えてるなっていうふうなメッセージの発信ともなるんじゃないかと私は思うんです。

したがって、もし前倒しでやるんであれば、先ほど市長は、一応検討はやってると、ただ、安定的な財源があればということでということでおっしゃいましたけれども、本当、いやもし前倒しでやるんだったら今しかない、今が最後のチャンスだと私は思うんですよ。もう制度が中学までやるというのが決まってやりますって当たり前。で、来年ぐらいになりますと、多分、ほかの市町村でも前倒しでやるというところも出てくるだろうと思うんですね。

何が言いたいかというと、ある政策を実行する――実施するにしても、それがどのぐらいのやっぱりそのインパクトを持つかっていうか、どのぐらいやっぱり市民、あるいはほかの市町村なんかにインパクトがあるかっていうことも、政策を考えるときに非常に大きな要素じゃないかと思うんです。

やはり特徴あるというか、本当にやっぱり尖がった政策というか、そういうふうなものがなければ、今からやはり自治体は生き残れないんじゃないかと。そういう意味でも、今、中学校給食の無償化というのを実施するっていうのは非常に意味があることだと思うわけです。

そういうことを踏まえて、再度お聞きしますけども、やはりこの時期に中学校の給食の無償化というのは、美祢市としてはどうしてもやれませんか。もう一度お聞きします。

○議長（荒山光広君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　藤井議員の御質問にお答えいたします。

今現在、三党合意では、中学校の給食についても可能な限り早い時期でというふうに示されております。

一方で、給食費の無償化に係る予算、無償化というか、支援に係る予算というのは、5,200円で算出しても5,000億円ぐらいかかるというふうに言われております。これは、文科省予算の１割でございますので、なかなかすぐに２年後ということは、正確には示されてないわけでございます。

私としては、安定的な財政見通しの下、実施したいという――実施に向けて検証はしたいというお話をさせていただきました。

したがいまして、藤井議員は令和８年度でも実施するべきではないかというような御提案だろうとは思いますが、令和８年度においては、ちょっとなかなか完全実施、中学校の完全無償化というのは難しい状況にございます。

確かに、インパクトという部分では大きいかと思いますが、一方で、財政の継続性ということも非常に大事でございます。

安定的な財政運営がない、見込めない市町村に、やっぱり次世代はなかなかこのまちに残ろうという動機づけというのも難しくなろうかと思いますけど、インパクトとそれと財政の健全性を維持するという両面から検証してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君）　藤井議員。

○７番（藤井敏通君）　市長のお考えは分かりました。

私は、今が絶好の機会だというふうに思っておりますので、その辺意見とし――ある要望ということでお聞きいただいて、今後、検討のときにその辺も留意していただければと思います。

あと、12分ですけども、最後の質問なんですけれども、一応学校給食の無償化というかいい機会なんですけれども、地元食材ですね、これの自給率向上への取組ということで、この機を利用して取り組んでみてはどうかなというふうに思います。

と申しますのが、学校給食ということ――ごめんなさい。その前に、私も実際に野菜をつくったりしておるんですけれども、学校給食の需要というのは、多分、美祢市の野菜の需要の中で最大の需要だと思います。

ただ、以前学校給食の需要について、調査していただいたことがあるんですけれども、残念ながら、私が想像した数量にはなかなか及ばなかったです。要望される野菜の種類も多かったですし、季節性もあって、なかなか希望どおり数量供給することは困難かなと。

ただしですね、あらかじめどの時期に、どの種類の野菜がどのぐらい必要かという情報があれば計画的に栽培もできますし、あるいはほかにいろんな野菜をつくられている生産者と一緒になって対応するということができればそれなりの成果、自給率の向上はできるかなというふうに思います。

すなわち需要側、学校給食センターサイドと供給側の生産者グループ、これを情報をつなぐネットワークができればある程度受給率の向上というか、地元の野菜あるいは地元の肉とかを活用できるんじゃないかなというふうに思うわけですね。

で、この両者をつなぐコーディネーターっていうのがやはり必要なんです。そのコーディネーター役っていうのを行政に期待したいなというふうに思うんですけれども。

そこで、市長にお聞きというかお尋ねしたいんですけれども、要は市長も地元での経済を回すというか、そういうふうなことが必要だというようなことをおっしゃってたと思うんですけれども、この地元食材の自給率向上というふうなこと、要は供給側と需給側、これを結びつけるというふうなこういう――そういうふうなコーディネーターを行政に期待してやっていただければ、ある程度形として表れると思うんですが、この点についてどのように思われるでしょうか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　藤井議員の御質問にお答えいたします。

本市の山口県産の食材の使用率というのは83.3％で、平均を上回る使用率となっております。

本市の学校給食で使用している地場産食材の一例を申し上げますと、米は全量、そして美祢市産――全量、美祢市産米を使用しています。

また、別府弁天池の湧水で育ったマスのほか美東ごぼう、厚保くり、秋芳梨、ほうれん草、しいたけ、かぼちゃ、アスパラガス、きゅうり、玉ねぎ、牛肉など、１年を通じて多くの地場食材を可能な限り使用することで地産地消を推進し、食育

活動にも役立てているところでございます。

昨年度、地産地消の取組に関する協議を関係部局や山口県農業協同組合と行っておりますが、関係部局や生産者、山口県農業協同組合の納入業者との連携や宇部・美祢地域地産地消推進協議会の取組を推進して、少しでも自給率が向上するよう現在取り組んでいるところでございますし、こういった取組の一つ一つが農家所得の向上につながっていればいうことはないわけでございます。

今のコーディネーター役の――役を市が担わないかということでございます。

担うことができれば、本当にそれにこしたことはございませんが、一方で、学校給食現場を生産者の方にも見ていただく必要があろうかと思います。

やはり学校給食現場は決められたメニューといいますか、献立を時間内に、そしてもう確実に安全に、あるいはアレルギー食への対応も含め時間的な制約とか、一生懸命調理現場は、時間に追われて作業しているところでございます。

一方で、そのためには、確実な量、そして品目を確保する必要があるわけでございますし、コーディネーター役となれば、現場の――生産現場の状況も把握する必要があるわけでございます。

どの時期に、どの生産グループがどういった食材をつくられているかということも把握する必要があるわけでございますので、コーディネーター――いきなり――あとは流通システムをどう構築するかということも必要でございます。限られ――決まった時間に、確実にその量を届けていただくという流通のシステムも必要なわけでございます。

そういった部分も含めて、コーディネーター役があれば非常にいいわけではございますが、実際、それぞれの現場は――それぞれのサイドは、それぞれの事業に、もう本当に一生懸命取り組んでいるところでございますが、まずは、現場の状況を把握できるコーディネーター役となりうる役割ができるかどうかも含めて、今の御提案も含めて十分検証、どうあるべきかとは検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君）　藤井議員。

○７番（藤井敏通君）　確かに、コーディネーターということになりますと需要サイド、供給サイドの事情にもよく精通してっていうか、かなり専門性も必要ですし、

今すぐに行政のほうのどなたか、コーディネーターやれっていってもそれは無理だというのは分かります。ただ、やはり物事を本当に進めていこうとするとまとめ役っていうか事務局、ここがしっかりしてないと物事っていうのは進みません。

で、やはり供給サイド・自給サイドとしましても、情報がなかなか一元化されないということで、こういう取組っていうか――が進まないということが往々にしてあります。

で、私は、行政に期待したいことは、行政が全部こういうのを指導してくれということではなくて、やはりそのつなぎ役というか、事務局というふうな任務を果たしていただきたいなと。

これは、ただ単に今回提言してます学校給食の自給化だけではなくて、それ以外のいろんな施策の実施につきましても常々感じているところでございますので、ぜひ、本当に何か施策を実際にものとしてやろうとしたときにですね、中心的に取りまとめをお願いしたいなというふうなことをこの件を通じて改めてお願いをいたします。

あと２分です。

今回は、子育て支援策の現状と学校給食の無償化について質問いたしました。

この２つのテーマが、美祢市の最重要課題である少子化対策として有効であるだけでなくて、地元食材の自給率向上という点、すなわち地元経済を回すという意味からも農業振興策として有効であるということをこの場で強く主張をさせていただきまして、今回の私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔藤井敏通君　自席に着く〕

○議長（荒山光広君）　この際、11時15分まで休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時15分再開

○議長（荒山光広君）　休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。末永義美議員。

〔末永義美君　発言席に着く〕

○６番（末永義美君）　おはようございます、創生会の末永義美です。通告に従い質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

本日は、市政課題と持続可能なまちづくりについてを考え、医療・介護・福祉施策と介護保険制度の現状について、提案を添えた質問になります。

美祢市の人口は、2005年には３万2,000人でありましたが、来月、この４月を過ぎる頃には２万人を切ろうとしております。

将来推計では、14年後の2040年には２人に１人が高齢者に近い社会になり、人口は、さらに約8,000人減少すると見込まれてるような情報もあります。

今、高齢化率が50％に近づく中、医療・介護・福祉サービスを現行水準で維持するには、教育・インフラ整備・道路・防災、上下水道更新など、ほかの政策分野に制約が及ぶことは避けられません。

本市にとって、今までの取組では通用しない、そのような時代そのものが未知の政策課題であり、新たな政策と改革力で立ち向かわなければなりません。

そこで、まず、医療政策についてお伺いします。

本市では、医療体制をどのように維持していくのかは、市民生活に直結する重要な課題であります。

現在、市立２病院を中心とした医療体制が構築されていますが、今後、さらに高齢化が進むと医療需要の中心は、急性期医療よりも慢性期医療・在宅医療・訪問診療・訪問看護、そして、介護診療といった地域社会を支える医療へと変化を進めようとしています。

ところが、人口減少と高齢化が急速に進む過疎地域の小規模自治体である本市では、地域完結型医療は成立するのかという根本的な課題も私はあると思っています。

実際、高度急性期医療、専門医療、救急医療などについては、宇部・山口市などの都市部医療機関との連携を図る状況であり、現実には、広域医療圏による分担型医療となっているのが実態ではないでしょうか。

本市の医療の実態を見ますと、高度急性期医療・三次医療・がん治療、そして心血管治療などの多くは、宇部市や山口市などの圏域中核病院に依存しているのが現状であります。つまり、本市の医療は、既に広域医療圏の中で成り立っているのではないでしょうか。

もし、医療が広域で成り立っているのであれば、人口減少が進む本市において、これからも２つの市立病院を維持することが本当に必要なのか、持続可能なのか。

医師不足が続く中、医療資源の分散・医療機能の重複・財政負担の増大を招く可

能性について、市長はどのように認識しておられるのでしょうか。

現在、本市では、市立２病院体制を維持しておりますが、医師不足・診療科の維持・入院患者数の減少・施設・医療機器更新費用の増大・病院経営の負担など、自治体病院を取り巻く環境は年々厳しく深刻化しています。

こうした現状の中、全国の過疎地域では、公立病院の機能集約・一部病院の診療所化・介護医療院への転換・医療と福祉の複合施設化といった医療機能の再編が進められています。

ここで、お尋ねします。

これまで地域医療を守るために、市立２病院体制を維持しているとお考えでしたら――お考えでしたでしょう。しかし、本市は、現在の市立２病院体制による病院完結型医療からの地域完結型医療をどの程度現実的に成立可能なものと認識しているのでしょうか。

そして、全国の事例を参考に、私は市立２病院の１院化をはじめ市立病院の一部を診療所化やさらなる介護医療院化、そして医療福祉複合施設、または医療ケア付き高齢者シェアハウスなどへの転換をすることを改めて要望しますが、本市として、これまでも検討したことがあるのか。

このような方向転換について、どのようにお考えになるのかをお伺いさせていただきます。

○議長（荒山光広君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　末永議員の御質問にお答えいたします。

山口県が定めている地域医療構想、また、現在の医療提供体制は、既に病院完結型ではなく地域完結型、また、医療圏域での完結型医療提供体制であります。

そのため、医療機関の機能分化・連携体制を進め、良質かつ適正な医療を効率的に提供できる体制を構築していかなければなりません。

本市の医療提供体制を確保するためには、高度な手術・治療が必要な高度急性期は三次救急等を担う高度急性期病院などへ紹介する場合がございますが、回復期専門病院や療養専門病院が市内には存在しないため、市立２病院が急性期から回復期・慢性期までの幅広い医療を提供していく必要があります。

そのため、市立２病院では地域連携室を設置し、病状や療養環境に応じて、患者や御家族の負担軽減を含め各医療機関や診療所、介護サービス事業者など他機関と

の調整を行うなど地域完結型医療、場合によっては、二次医療圏完結型医療となるよう努めているところであります。

また、市立２病院の運営形態や機能については、持続可能な地域医療提供体制を維持できるよう美祢市地域医療推進協議会をはじめ、来年度に立ち上げます外部有識者を含めた「検討委員会」において検討していくこととしております。

検討に当たっては、今後の人口動態や医療・介護需要を基に医師確保の見込み、また、看護師などの人材を含めた医療資源・介護サービスの充足状況、また、山口県が来年度以降策定に着手されます――着手される予定の地域医療構想の検討内容に加え、診療報酬・介護報酬の改定状況による採算ベースや本市の財政状況等も含め、今後、市立２病院に求められる役割及び将来にわたって持続可能かつ最適な地域医療像について検討していくこととしております。

また、これまでの介護医療院等への転換の検討状況でありますが、第９期介護保険事業計画を策定する過程において、グリーンヒル美祢の新たな施設の形態として、介護医療院への転換を検討したいとの報告が病院事業局からありました。

本市には、医療依存度が高く、介護が必要な高齢者の長期入所施設がないことから整備の必要性を認め、高齢者保健福祉推進会議で承認されましたことから、グリーンヒル美祢の介護医療院への転換を介護保険事業計画に位置づけたところでございます。

しかしながら、介護医療院の運営に必要となる医療スタッフ、特に看護師の新たな確保が非常に困難であることに加え、介護報酬上の評価や最低賃金の大幅な上昇、物価高騰が続く中、介護医療院として安定した施設運営が期待できない見込みとなったことから、当該計画期間中の介護医療院への転換を断念したとの報告を受けております。

また、議員御提案の医療ケア付き高齢者シェアハウス等への転換については、市内の介護関係事業者との調整や施設基準の充足、またニーズ把握、採算性、スタッフ確保など、総合的な検証が必要となると考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君）　末永議員。

○６番（末永義美君）　公立病院については、現場の清水事業管理者は、まだメスを握ってる現職の医師で、そのほかの優秀なスタッフで病院の運営を――医療体制の

ほう考えていらっしゃると思います。

しかしながら、公立病院の設置者及び責任者は美祢市、そして美祢市長であります。ですから行政側としての――先ほど、これから先検討に入るということでしたが、もうかなりの年月を経て、残念ながら累積赤字は大変なものであり、あれがなくなったら、いろいろな制度は福祉以外の政策ができるっていう考え方もあります。もう十分な時間がたち過ぎてます。

よく市長のおっしゃる次世代に負担を残さない、このままのスピード意識感覚ではもうそのままだと思っています。なくせとは言いませんけども、大きく形を変えて、市立病院が市民の福祉向上に役立つはずがないと思っています。しかし、大きく形を変える時期がもうとっくに来ていると。

病院と医師スタッフの協議と行政側の協議を共に持ち、そして、同じテーブルに向かって真剣に考えていただく、これは全ては市民のためですので、こういうような私は思いがあります。

そして、もっと夢の中に、夢のような妄想と思われるかもしれませんが、人口減少と高齢化が進む中、本市の地域医療体制を将来にわたり、どのように維持していくかは重要な課題であります。

現在、医療分野では技術革新が急速に進んでおり、特に手術支援ロボット、ダヴィンチ・AI診断支援・高精度画像診断・低侵襲手術などの導入により、医療の質と安全性が大きく向上しています。

中山間地の小さな自治体病院では、夢のまた夢なのかもしれませんが、選ばれる病院・稼げる医療病院へのどん底からの再生を考えているとともに、また、医師確保の観点からも研修環境の充実・専門医の育成・高度医療設備の整備は重要な要素であり、若い医師が地域で働く魅力を高めることにもつながると私は考えています。

また、本市においては、病院行政の体制が大きく変わらなければ、市立２病院への一般会計からの繰入金、赤字補てんの累計はさらに何十億、何百億と膨大な金額になりうることをとても現実的に危惧しています。

そう考えると、「美祢市病院事業経営強化プラン」を見直し大きく転換して、研修環境の充実や専門医の育成、高度医療施設などの整備を検討することは有用であり、新たな費用や年間維持費を考えたところ、このまま累積赤字をただ増やしながらこのままの現状を有するよりも、新たな検討する価値がある改革プランではない

かと私は考えています。

そこでお尋ねします。

訪問診療や訪問看護、在宅医療の体制整備について、本市はどのような取組を進めていらっしゃるのか。または、この先を考えているのか。病院中心の医療体制から新たな地域医療・在宅医療の重心を移していく必要性について、どのように認識しているのかをお伺いします。

また、本市の市立病院における医療機能の高度化、手術支援ロボットなどの高度医療機器や遠隔医療システムを搭載したドクターカーの導入、専門医の育成や研修機能を強化し、地域医療を担う医師の確保や病院再生に挑む考えは、荒唐無稽で夢のような話なんでしょうか。

このような特色を持つことを検討することについてのお考えをいま一度お伺いします。

○議長（荒山光広君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　末永議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問の前に、早く検討する余地があるのではないかという御意見に対して回答させていただきたいと思います。

この地域の医療政策をどう組み立てるかというのは私の責務であります。

したがいまして、それにはやっぱり市内の開業医、また、いろんな市内事業所との協議の場も必要でございます。

現在、全国自治体病院協議会を通して、全国自治体病院協議会は診療報酬10％の改定を強く要望しているところでございます。残念ながら、診療報酬の改定は3.09にとどまっているところでございます。

ただ、将来をどう組み立てるかというのは、今の経営状況をどう立て直すかということがまず先決でございます。今、一生懸命必死になって病院スタッフも頑張ってくれております。

ただ、しかしながら、どの部分がコストダウン――コストが削減できるのか、どの部分が増収できるのかというのは非常に重要な問題でありますので、今は市長部局と病院事業局と一体となって、その改善策を進めているところでございます。

一例を申しますと、以前末永議員が御質問のときに、健康福祉部門を思い切って病院に持っていったらいいじゃないかという御提案もいただきました。その部分も

含めて、今内部では検討しているところでございます。

その上で、地域の医療政策をどう組み立てるかというのは、いろんな有識者も交えて検討していきたいということでございますので、まずは補足説明をさせていただきます。

２点目の御質問については、清水事業管理者のほうから答弁をいたさせます。

○議長（荒山光広君）　清水病院事業管理者。

○病院事業管理者（清水良一君）　先ほどの末永議員から御質問がありました前段部分につきましては、今、開設者である篠田市長から今後の方向性については、またこれから協議のそういった枠組み、委員会をつくって検討し、地域医療構想の中で練っていくものだということを申されましたので、私は後半部分、今現在現場で医療に携わっている現在進行形の我々スタッフの視点からの御回答をさせていただこうと思っております。

美祢市立病院及び美祢市立美東病院は、急性期・回復期及び慢性期の各病期に対応した入院医療の提供や訪問診療、または訪問看護による在宅医療の支援等多様な機能を持つことにより、本市の医療需要に柔軟に対応することが求められていると認識しております。

特に、回復期の患者受入れを強化する目的で、地域包括ケア病床を増床し、地域で安心して医療を受けたいと願う方の円滑な在宅復帰を支援する体制を充実させたところであります。

なお、市立病院では、総合診療医による訪問診療を行っており、美東病院では、併設する訪問看護ステーションが訪問看護を行うなど、在宅医療による自立支援をサポートしております。

市立２病院は、こうした高度急性期を除く急性期・回復期・慢性期、そして在宅医療に至る医療体制をシームレスに整えることで、「地域密着型多機能病院」いわゆる「コミュニティホスピタル」として、両病院の一体的運用の下、その役割を果たしていくべきと考えております。

なお、高度な医療ロボットを導入して専門医の育成を図ることや高度医療を提供することは、地域医療圏の中での役割や資金の面から、現状では難しいと考えております。

外科医は、あらゆる消化器外科のがん治療に精通した者がそろっておりますけれ

ども、今のマンパワーで、術後管理も含めたことを考えますとなかなか難しいというところがあります。

しかしながら、本市に見合った専門医の育成ということで申し上げれば、市立病院は、山口大学附属病院の医療人育成センターと山口県立総合医療センターのへき地医療支援部との連携の下、県内の総合診療医の研修拠点の１つとして、総合診療医の育成に携わっております。その取組が実を結び始め、今日の総合診療医の確保につながっております。

総合医診療医を中心に各診療専門医が連携することで、先ほど申し上げたコミュニティホスピタルとしての医療提供体制が整いつつあります。

引き続き、山口大学医学部や山口県立総合医療センターをはじめ関係機関とも連携を密にして、常勤・非常勤の医師確保に努めるとともに、安心して市立２病院を御利用いただけるよう病院の機能や役割を市長部局と連携しながら、市民の皆様にしっかりと啓発してまいります。

とにかく、来年度の予算は黒字が見込める。しかも、達成可能な数値を我々は記載して予算を組まさせていただきました。

クラスターとかいろんな要因で、それが未達になることも懸念されるわけですけども、今、我々この地に医療を提供するスタッフの一員として、とにかく1,000人に10床の病床は必ず必要なわけですので、これを死守すべくしっかりと鋭意努力しております。

市民の皆様方におかれましては、市立２病院をしっかりと利活用することで御支援賜りますよう、支えていただきますよう切にお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君）　末永議員。

○６番（末永義美君）　まずは、市長の御答弁の中にあった、健康増進課をぜひそこに移してみたらどうだという私からの話、ついでに言えば、この次の質問にもなるんですが、地域包括ケアセンターもせっかく２つあるんですから、市立病院及び美東病院の中にもあったほうが医療と介護等の連携が速やかになると思っています。そういうことも添えながら急がせるわけではありません。

ただ、これまで本当にいろんな意味で十分な時間と十分なお金があった、使い過ぎた部分もあります。市民は素人であり、私も本当素人です。ですから、私が言っ

てることや今市長が答弁されたことや清水事業管理者が答弁されたことも、あと15年ぐらいしたらもう通用しないような考えなきゃいけないまちの情勢が悪化するとか、そう進展していくかもしれません。

今、団塊の世代の方々が75歳から85歳になった頃、この美祢市の人口からだけではありませんが、風景を想像すると市役所がここにあるのか、市立病院・美東病院の大きさはどうするのか心配なんですね。ですから、今ある形を維持しながらも中身を変えていく。

そして、美祢市、そして、病院事業管理者を筆頭とする山大医学部からの異動支援もあるスタッフの皆様がどう変わっていくか。それが市民の生活にどう関連していくかということをもっともっと語り、それを実効性ある全ての今お話した事ごとが事業の実装を経て、いかに行政として、病院として、市民生活の中でも有効であり、有効性が高かった、よかったなと思えるようなことにしたいので。

私も、今この議員全員も後２年任期があります。この２年の中で、今、清水管理者がおっしゃった、この令和８年度何とか黒字を見込める。また、それに向かって努力するということでしたので、令和８年、また令和９年と、ここは時がありますので、その期待を信じながらも、私たちも議会としても、病院をどうかしたいということで行政と一緒になって、議会は議会なりに――例えば、特別委員会をつくるなりいろんな形をして、具体的に市民の皆様からも、みんなで努力してることが見えて聞こえるような体制を取りたいと思っています。

私も語ったらもうちょっと止まらないで、次の質問に移ります。

次は、介護政策についてになります。

本市では、急速な高齢化に対応するため、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けることができるよう医療・介護・予防・生活支援、そして、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が進められております。

しかし、中山間地域が広く点在する本市においては、医療機関、介護事業所、介護人材、交通手段などの地域資源が限られており、介護サービスの提供に地域格差が生じているという見方もあります。その実効性について、課題が多いのではないかと私は考えざるを得ません。

そこで、お尋ねします。

高齢者の暮らしを守る医療・介護・福祉をつなぐ仕組みである地域包括ケアシス

テムが推進されています。

しかし、一方の見方を変えると、実際に高齢者の生活を支える仕組みとして機能しているかどうかが重要であります。

医療・介護・福祉の役割分担と責任範囲が明確になった公平・公正・透明性を担保した実効性ある仕組みとして機能しているのかをお伺いします。

○議長（荒山光広君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　末永議員の御質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムの実効性についての御質問でございます。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むため、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される体制であり、医療、介護、福祉などの関係機関、関係団体のほか、地域のあらゆる社会資源を活用した支援ネットワークを構築することにより、地域社会全体で高齢者を支える仕組みであります。

包括ケアシステムの実効性とは、この支援ネットワークの連携の中で、医療・介護・福祉がしっかりと役割と責任を果たすとともに、通院困難者などの様々な課題への対応や高齢者の自立した日常生活に資する体制や取組を形にして、効果につなげるものであると認識しております。

介護サービスの提供に、地域格差が生じているという議員の御発言につきましては、まず、介護サービスは本人が希望するサービス全てが提供されるものではなく、介護支援専門員の細やかなアセスメントの下、自立支援に資する適切なサービスの種類と量が提供されるという基本的な考えがあります。

その上で、サービス提供面での地域格差について御説明いたしますと、介護サービス事業所の減少により、利用者の自宅に近い事業所で希望するサービスが受けられるかどうかという部分では、地域間で差がある場合もあります。

しかしながら、市内の介護サービス事業所のほとんどは、通常の事業所の実施区域を市内全域とされており、市内全域での提供が可能であります。

仮に、必要なサービスが市内で提供できない場合は、介護支援専門員が市外の事業所と調整を行うため、その意味では地域格差はなく、公平・公正・透明性が担保された状態であると認識しております。

また、課題への対応や高齢者の自立した日常生活に資する取組については、市内

２か所の地域包括支援センターが中核的役割を担い、地域ケア会議の開催、総合相談支援、包括的・継続的ケアマネジメントのほか在宅医療介護連携、生活支援体制の整備、リエイブルメント、認知症予防などの取組を進めております。

これらの取組において、医療・介護・福祉の専門職は職種協働の徹底やリハビリ職の積極的な関与、生活支援コーディネーターによる地域づくりなど、それぞれの役割を果たしているところであります。

今後も地域包括ケアシステムのさらなる機能の発揮に向け、現在進めております看取り体制や住民による支え合いサービス、ボランティアポイント制度、短期集中予防サービスなど様々な支援を充実させるとともに、それらを支える主体が円滑に連動できるようシステムの深化・推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君）　末永議員。

○６番（末永義美君）　大変よく分かりました。

今の一言一句が先ほど申し上げたとおり具現化されて、ほかでもない市民の全ての方々に納得がいき、そのサービスを円滑に使用できる体制を１日も早く構築させていければなと願っております。

さて、視点を変えると、現在市では路線バスやタクシー、デマンド交通などにより移動手段の支援が行われています。しかし、運行本数やその予約、利用時間の制約などから、十分に使いこなせていない高齢者も多いのではないかというのが私の考え方です。使える移動手段になっているのでしょうか。

高齢者にとって、移動の主な目的は、通院や介護サービス利用、そして買物です。移動手段が確保できなければ、受診控えや介護サービス利用の断念、生活機能の低下につながります。市民が自分らしく暮らすための移動手段を失えば生活が失われます。高齢者の移動手段の確保は、福祉施策の一部ではなくて生活基盤そのものと私は考えています。

そこで、自分ながらの勝手な御提案なんですが、新たな公共ライドシェアの導入の検討実証にする取り組むべきではないかと私は考えています。

公共ライドのシェアは便利だからやる施策ではありません。過疎地の移動政策において、事業の実装をし、先行事例となることを強く求め、次の質問にまいります。

本市の市域は広大であり、ますます高齢化が進む中、要対象者介護サービスの用

途、提供体制を見直すのも――見直しも分散されているのが現状です。

また、介護人材不足を前提に、介護サービスの量と同じく用途の提供体制を見直す必要があると改めて考えます。

この点についてのお考え、もしよろしければお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（荒山光広君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　介護保険制度では、制度を円滑に運営するため、必要な介護サービス量やサービス基盤等の計画である介護保険事業計画を策定し、３年ごとに見直しをしております。

現在、次期計画となる第10期介護保険事業計画の策定に向け事業に着手したところであり、高齢者とその御家族には、在宅介護実態調査や高齢者の生活と健康福祉に関する調査を実施いたしました。

また、市内サービス事業者には、介護人材実態調査に御協力をいただき、介護現場の実態と御意見を伺ったところであります。

これらの各種調査結果を基に、必要な介護サービス量の推計やサービス提供体制の確保の方策に合わせ、高齢者とその御家族、また、サービス事業者の実態に寄り添った施策となるよう計画を見直してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君）　末永議員。

○６番（末永義美君）　また、同じことを言いますが、全ての結果はここで出るんじゃなくて、各家庭の高齢者の身体状況や生活状況の中で、その成果が確認できることが一番だと思ってますので、より一層の御尽力、御努力のほどよろしくお願いします。

続いて、福祉政策についてです。

本市においては、著しい人口減少と超高齢化が進む中、地域の衰退とともに、市民が生活問題を抱える事例が増えてきています。

新たな福祉政策として、よく最近耳にする重層的支援体制整備事業が推進され、高齢者や障害者、そして子育て世帯、生活困窮者などの皆さんに対する福祉サービスについては、全世代型の包括ケアシステムが推進されていると認識しています。

そこで、お尋ねします。

重層的支援体制整備事業などで進める福祉サービスの現行水準を維持することは、近い将来的に困難になるという可能性を私は危惧していますが、重層的支援体制整備事業をいま一度説明いただき、どこを目指されているのかをお伺いします。

○議長（荒山光広君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　超高齢化と人口減少社会の中で、家族や社会の支え合い機能の脆弱化や地域の担い手不足、住民のつながりの希薄化などの要因により社会的孤立、育児と介護のダブルケア、8050問題、ヤングケアラーなど複数の問題を抱える世帯が増加しており、分野別の支援では対応が難しくなるなど、公的福祉サービスの限界が危惧されております。

この制度のはざまや複雑化・複合した支援ニーズに対応するため、相談支援と地域づくりが一体となったセーフティネットが必要であり、本市では、本年度から「重層的支援体制整備事業」を実施し、包括的な支援体制の構築に取り組んでいるところであります。

この事業は、地域共生社会の実現のため、市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施する事業であります。

まず、「相談支援」については、介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を実施しながら、各分野個別では対応が難しい制度のはざまにあるケースや複雑・複合化したニーズがある方に対し、各分野の所管課や関係相談機関などとの連携の下で支援を行います。

次に、「参加支援」については、各分野の既存事業について緊密な連携を取って実施するとともに、既存の取組では対応できないものについて、本人のニーズとのマッチングや新たな資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援を実施いたします。

最後に、「地域づくりに向けた支援」については、あらゆる支援の対象者に向けた市全体の共助の取組を活性化させる取組を行います。

以上の「相談支援」「社会参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制の構築を目指す事業であります。

この事業を進める中で、どの分野の相談の窓口でも安心して御相談いただけ、適

切なサービスや制度支援の手が届けられる体制を構築するとともに、公的福祉サービスを補完する支え合いを推進できる地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君）　末永議員。

○６番（末永義美君）　大変よく分かりました。

この重層的支援とかっていう難しい漢字が並ぶとなかなか私もまだまだ分かりませんけど、市民にとっては、何のことやということだと思います。

しかし、その内容は、いわゆる全世帯数の包括ケアシステムによる、全世帯を対象にした今までの福祉サービスの提供がより細かくなり充実し、誰もが利用しやすくなっていくという体制づくりということが私たちも市民の皆さんも理解できるようなさらなる方法なり、その実施なりの努力のほどをお願いいたします。

では、続いて、市民生活と介護保険制度の現状についてでありますが、市民の声からは、まず、介護保険サービス供給体制の実態認識について質問してまいります。

本市では、急激な少子高齢化の進展により介護人材が不足していく中、介護需要は今後さらに増加していくことが見込まれています。高齢化率が高まっていく状況にあり、介護保険制度は高齢者の生活を支える重要な社会基盤となっています。

介護保険による福祉サービスについては、全てを現行水準で保つことは、将来的に困難になる可能性があると見られています。

本市においては、制度の説明や周知ばかりが先行するのでなく、実態として、市民誰もが利用しやすい介護保険制度になっていないのではないかという強い疑われるような私の見方もあります。

例えば、訪問看護を希望しても利用できなかったり、事業所の都合でサービスの縮小、撤退した事例もあると残念ながら耳にしています。

このような現場での高齢者の不安を把握しているのか、それも皆さんに対しての行政に対してどうなんだろうかなという私の思いもあります。ということで質問となります。

制度が整っていると、必要なサービスは用意されていると説明されることが多いのですが、特に居宅系のサービスの実態を認識し、現状を把握されているのでしょうか。

そこで、訪問介護事業所の数や夜間・早朝対応の可否、そして介護人材の充足状況などについてお伺いします。

○議長（荒山光広君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　市内訪問介護事業所数につきましては、現在、市内６事業所となっております。

次に、市内訪問介護事業所の夜間・早朝の対応については、１日のうち、サービスの提供の開始時間が午前６時からが２事業所、午前７時からが２事業所、午前８時から２事業所となっております。

一方で、終了時間は午後５時までが１事業所、午後６時までが１事業所、午後10時までが４事業所となっており、市内全体で見ますと、早朝６時から午後10時までの間でサービスの利用が可能となっております。

次に、介護人材の充足状況につきましては、市内訪問介護事業の全事業所で必要な職員数の配置により指定を受け、事業の実施をしていただいているところであります。

以上です。

○議長（荒山光広君）　末永議員。

○６番（末永義美君）　様々な見方や捉え方で努力をされている事業所、そして行政の在り方が今見えました。

全てが全く違いますので比較対照はできないのですが、私が今64ですが、27のときに、東京で福祉を現場から入りました。そのときに、そんなもう30年以上前のことですから――都市機能があって、マンパワー――人材がもう山ほどあるという、だからだよと言われればそれまでですけども、介護の現場っていうのは、夜、そして深夜、明け方、ここを回っていただけるようなサービス提供体制がない。そこもとっても大変な時間帯であり、そのとき、三、四十年前の東京では、24時間体制の看護サービスは当たり前のことでした。

これから小さいながらも財政も厳しい、人もいないかもしれませんが、それでも、高齢者は物すごい状態になって増えてきます。みんなが夜「おやすみ」と言ったら朝まで寝るわけじゃありません。

どうか、これから先不可能な課題がいっぱいありますが、夜間を通して、24時間要介護者の家族が安心して休まることができるように、そのような24時間体制とい

うものがこれから先、佳境の2040年前後には、なくては本当に困る。

それだけでも、それがそういうような形のあるところに家族ごと、もしかしたら転出してしまうような可能性もあるかもしれませんので、そこはいま一度大きな課題ばかりですが、頭の隅っこに入れていただいて考えていただきたいと思っています。

それでは、次の質問に入ります。

次に、介護人材不足への対応についてであります。

全国的に介護人材不足が深刻化する中、美祢市でも介護サービスの担い手確保は極めて厳しい状況にあります。施設整備を進めても、人がいなければサービスは成立しません。

今後、さらに深刻化する人材不足、介護人材不足を前提に、介護サービスの質と提供体制を見直す必要があります。

そこでお尋ねします。

介護保険制度の紹介は制度のセールスであり、市の施策ではありません。市の単独予算は幾らあるのでしょうか。その結果、何人の人材確保につながったことでしょうか。

人材確保定着支援、事業者経営の安定化について、国任せ、事業者任せになっていないのかと。そうじゃなければ、市として独自に行っている具体策があれば、それをお伺いします。

○議長（荒山光広君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　介護人材確保への対応につきましては、昨年度までの介護職員の資格取得に関する費用の一部助成事業に加えまして、本年度から、新たに初任者研修の実施事業や教育現場への周知活動等、担い手の裾野を広げる取組や新たに有資格者を雇用した事業所を対象に、３年間で最大81万円の就職奨励金を支給する事業を実施しております。

この実績としましては、資格取得費用の一部助成事業が17名、初任者研修実施事業が４名、就職奨励金が５名と新たな資格取得者の増加や雇用の創出に一定の効果があったものと考えております。

来年度においては、本年度の事業継続実施に加えまして、外国人介護人材確保に係る費用を補助する事業、一昨年の介護報酬改定の影響を受けられました訪問介護

事業所を支援する事業、新たに雇用した介護支援専門員が市内に居住するに当たり、住居にかかる費用を補助する事業を実施するなど、介護人材の確保について、さらに取組を強化することとしており、予算規模は1,159万8,000円としたところであります。

これらの事業につきましては、介護人材の確保の危機的な状況に対して、オール美祢で取り組む共通認識を図った上で、市内の介護サービス事業所の御意見をお聞きしながら進めてきたものであり、今後も事業所との連携を密にしながら効果的な事業の構築に努め、安定的かつ継続的な介護サービス提供体制の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君）　末永議員。

○６番（末永義美君）　よく分かりました。

では、次に移らせていただきます。

市民誰もが利用しやすい介護保険制度についてです。

全国で、要介護認定になってもサービスを利用できず、老々介護、家族介護に逆戻りしている事案も少なくなく、介護離職やヤングケアラーの発生にもつながって、大変悲しい思いがします。

こうした介護生活問題の事例が市内でも起こりうる傾向にあります。

そこでお尋ねします。

今後、高齢化の急速な進行により介護給付費の増加が見込まれる中、本市の介護保険制度を持続可能なものとするため、どのような財政運営を考えるべきなのか。このような状況で、介護保険制度は整っている充実していると市民に説明することは、市民への誤認誘導になりがちです。

本市においても、介護保険が名目上の制度になっている可能性を危惧しております。そこで、市の現状についてお伺いします。

○議長（荒山光広君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　まず、介護保険制度を御利用いただくためには、要介護・要支援認定の申請を行い、介護認定審査会での判定に基づく市町村からの認定が必要となります。

その後、認定区分に応じまして、地域包括支援センター職員、またはケアマネジ

ャーと御相談いただき、介護予防ケアプランや介護サービス計画を作成する必要がございます。

本市における介護サービス事業所の状況でありますが、事業所の廃止や統合により、事業所数が減少をしていることは事実でございます。現在のところ必要なサービスが受けられない、または提供できないというような声は、御利用者、御家族及びサービス事業所ともにいただいておりません。

昨年12月定例会の戎屋議員からの御質問でも答弁しましたとおり、この事業所数減少の背景には、制度上の問題と介護人材不足の２つの課題があり、国の施策とともに、市においても対応策を進めているところでございます。

特に、在宅で必要なサービスを御利用いただくためには、ケアプランを作成する介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの役割が大変重要となりますことから、ケアマネジャーの人員確保と維持が課題の１つであると認識をしております。

本市の新規要支援要介護認定者の平均年齢は、令和５年の実績で83.3歳となっております。全国平均の81.7歳、県平均の82.4歳とも比較しても高い結果が出ております。

介護保険制度では、介護を要する状態となったときの支援体制であるとともに、要介護状態や要支援状態になることを予防する制度でもあります。

高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活を送っていただくため、さらに自立支援、介護予防、重度化防止に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君）　末永議員。

○６番（末永義美君）　これも、また期待できるような内容をお伺いしました。

ぜひ、これから本当に想像を絶するというか、皆さんも私たちも、未経験と想像もしたこともないような超が幾つもつくような高齢化社会、一定の期間ですが、2025年とか過ぎまして、2040年から2070年の頃までは本当に大変な時代がございます。

私は、この医療と介護福祉、そして介護保険制度が充実すればするほど、観光振興や経済振興も潤って整っていくと考えています。私はこれが全ての基盤だと思っています。

それでは、最後に基金の使い方についてであります。

保険者である市がサービスが成立しない地域や人材不足で回らない分野を把握し、供給体制をつくる責任があります。

しかし、今後も「制度はあります」「その説明は果たしました」で済まされるものでしょうか。それとも、このような場合、介護保険制度を実際に、どの地域でも誰もが必要なときに使える制度へとつくり直す覚悟は……あるのでしょうか。

介護保険料給付基金は、介護保険料の上昇抑制などに活用されているものと認識していますが、本市では、今後どのような方針で基金を活用していくと考えられるのでしょうか。

介護保険料は、これから先6,000円台、7,000円台に到達する可能性はあるのでしょうか。そして、年金月額６万円で生活をされた方の支払う割合など、低所得者層への影響をどう評価できるものでしょうか。

そこでお尋ねします。

基金の使い方については、適切に検討され、適正に処理されているのでしょうか。

また、介護給付費準備基金残高は幾らであり、第９期では幾ら取崩したのでしょうか。

また、第10期で、保険料抑制に活用する方針などがあるのであればそれをお伺いします。

○議長（荒山光広君）　佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君）　介護給付費準備基金は、条例に定めるとおり、介護給付費の支給に備えることにより、介護保険財政の健全な運営に資するため設置しており、積み立てることが目的の基金ではございません。

国が示す基本的な方針として、事業計画の最終年度末時点で基金に残高がある場合、次期計画期間の保険料算定に当たり、最低限度必要な額を除いて全額を取り崩し、次期保険料の負担軽減に充てることが基本とされております。

基金の残高は、昨年度末時点で４億9,864万円となっており、現在のところ、第９期介護保険事業計画期間中の取崩しは行っておりません。

第10期の保険料基準額の算出におきましては、当該基金の目的のとおり、介護給付費の支給に備えるため必要な額を残し、次期介護保険料の上昇抑制に充当することとしております。

以上です。

○議長（荒山光広君）　末永議員。

○６番（末永義美君）　この介護基金も運用をしっかりしていただければ、これによって、様々な難題課題がクリアされていくと私は考えています。

今日、いろんなことをお話ししましたが、いつも私はこの医療・介護・福祉のことばかりを質問してるような形になりますが、どうか皆様のお力を発揮されて、先ほど申し上げたとおり、私は医療・介護・福祉をただの分野ではなくして、美祢市全体の一番大切な政策課題、基盤だと思ってますので、これからも皆さんと協力をしながら、御提案をしていきながら、また御教示を賜りながらこの分野、福祉の充実、そして、これから様々な課題が出てきます。これをしっかりと皆様と力を１つにして、いわゆる本当にオール美祢で、誰もが誰もを助ける、そして有効なお金を使いすばらしい人材を育てていく、全てはみんなのためになるものです。

いつかはそういう時代が私たちもきますので、そのためにも、いい先陣と思われるような改革を進めていきたいと思って、これからも一般質問をしていきますので、これからもよろしくお願いします。これで、私の質問を終わります。

〔末永義美君　自席に着く〕

○議長（荒山光広君）　この際、13時15分まで休憩します。

午後０時13分休憩

午後１時15分再開

○副議長（村田弘司君）　休憩前に続き、会議を開きます。

議長が所用のため席を外しておりますので、副議長の私が議長の職務を務めます。協力願います。

一般質問を続行します。三好睦子議員。

〔三好睦子君　発言席に着く〕

○12番（三好睦子君）　皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子です。

早速、質問に移ります。

今回４点ありまして、まず１点目で、児童・生徒の性教育についてお尋ねいたします。

現在の学習指導要領の中には、小学校の性教育について、小学校５年の理科に人

の受精に至る過程を取り扱わない、中学校の保健体育の授業でも、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の過程は取り扱わないものとするという「はどめ規定」があります。

これは、性教育で教える内容が狭められ、特に性交や避妊の学習が避けられるような要因になっています。

今の子どもたちは、性を学ぶ機会がないままインターネットを介して、間違った情報やポルノサイトに行きついています。

全国的には、自撮り被害やSNSやゲームサイトの誘い出しによる子どもの性的被害も増えています。

日本財団の18歳意識調査、2021年ですが、この調査では、初めての性交が15歳以下は22％です。年齢が低いほど避妊がされず望まない妊娠も少なくありません。望まない妊娠や性病に感染すると――するなど、被害を被るのは女性です。

学校の性教育で、避妊方法を具体的に知りたかったというのは約６割です。科学と人権に基づく性教育の実施は若者の切実な願いです。

性教育は、身体や生殖の仕組みだけでなく自分と他人の人権、性を大切にすることを通じて、人間関係、性の多様性、ジェンダー平等、幸福について、年齢・発達段階に応じて学ぶ包括的な性教育が必要です。

教育委員会として、はどめ規定がある中でも、性教育は自分を大切にするという教育のためにもしっかりと行うべきです。

文科省は、少数――少人数の個別指導なら教えてもよいという立場をとっています。このことは、包括的性教育の必要性を認めているということではありませんか。

教育現場の現状と学習指導要領の下、どのような指導、教育をされるのかお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君）　南教育長。

○教育長（南　順子君）　三好睦子議員の御質問にお答えします。

文部科学省の「性に関する指導の手引き」によりますと、学校における性教育は、児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を目的とし、生理的・心理的・社会的な側面から性を総合的に理解させ、科学的知識と健全な価値観・態度を育てることが求められています。

本市におきましても、性教育は身体の成長に関する学習にとどまらず、生命の尊

重や他者理解、思いやりを育み、望ましい人間関係を築く力を育成することが重要であると考えております。

また、性の多様性やジェンダー平等への理解を含め、発達段階に応じて、学校全体で包括的な指導を進めることが必要であると認識しています。

市内の小・中学校においては、体育科・保健体育科を中心に、生活科、理科、道徳等の各教科や特別活動を通じて、発達段階に即した性に関する指導を行っています。

現行の学習指導要領には、いわゆる「はどめ規定」が設けられており、中学校では、妊娠の経過は取り扱わないものとすると定められておりますが、文部科学省は、この規定は標準的な内容の範囲を示すものであり、児童生徒の実態や必要性に応じた指導は可能であると説明しています。

つまり、これは性交や妊娠の具体的な過程を一律に指導内容に含めないことを示したものであり、教えてはならないという禁止規定ではありません。

現状として、インターネット等を通じて、誤った情報に触れる機会が増える中、性に関する正しい知識と人権意識を身につけることは、子どもたちが自分自身と他者を尊重し、健全に生きていく上で極めて重要であると考えております。

このため、本市では、「生命の安全教育」や「包括的性教育」の理念を踏まえ、年齢や発達段階に応じて、段階的に指導を進めております。

小学校では、自分の身体には大切な部分があることや嫌なことにはノーと言ってよいことなど、自己尊重の基本を学びます。

中学校においては、相手を尊重する関わり方や性暴力の理解、被害時の対応方法など、より実践的な内容を取り上げています。

また、市内の養護教諭を市の予算で専門研修に派遣し、最新の知見を取り入れた授業づくりに努めています。

授業では、沈黙は同意ではないことや避妊及び性感染症に関する正しい知識などへの理解を深め、困ったときに相談できる支援機関の短縮電話番号を覚えやすく紹介しています。

今後も、こうした取組を市内全校で共有し、広めていくことが重要であると考えております。

先行実施している学校の教材や授業実践例を各学校で活用し、全ての子どもたち

が包括的な性教育を受けられるよう学校と連携して引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　科学と人権の性教育が今こそ重要です。

以前に、私一般質問で行いましたが、助産婦などの専門家による授業を行うことを提言していましたが、その後の回数とかについてお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君）　千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君）　現在、本市において、定期的に助産師などの専門家と連携した性教育を実施している学校はありません。しかし、より充実した学習内容にするため、来年度実施予定の学校があります。

このように、必要に応じて、産婦人科医・助産師等との連携した指導や講演会の実施を引き続き検討をしてまいります。

また、市健康増進課の保健師と連携した未来のパパママ体験、妊婦体験等も取り入れており、子どもの発達段階に応じて、外部専門家と連携した包括的な性に関する指導に取り組んでいるところであります。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　若者たちが性被害に遭わない、インターネットとかそういった情報を得る――自分勝手に情報が取れますので、そのようなこと――被害に遭わないためにも教育が必要かと思います。

次に移ります。

学校給食についてです。

小学校の給食費の無償化が今年４月から開始され、全国の公立小学校に通う児童が対象となります。

学校給食の無償化について、私は議会で何度となく質問いたしました。また、議会の地域活性化調査特別委員会の教育対策分科会でも取り上げられました。

日本全国で、学校給食の無償化の運動は多くあり、多くの自治体が自発的に早くから無償化に取り組んでいることなどが政府を動かしたと思って――動かして実現したものと思っています。

このことは、本当に小学校の――今回でも小学校の給食費を超える部分は市が負

担をすると、質も落とさないようにするとのことでした。保護者の方は、本当に喜ばれます。

そこで思ったんですけど、質も量も落とさないようにしていただきたいなと思っております。

この制度は、小学校児童１人当たり月5,200円――月額5,200円を標準支援額としています。この全額を国が負担するという――２分の１が市ということですが、この交付金について実施されています。

そこで、アレルギーの子どもや不登校の長期欠席の児童の場合はどのようにお考えなのでしょうか。

既に、無償化を始めている自治体では、弁当持参の場合は給食費相当額を支給する、また、不登校や長期欠席の場合は支給対象にすると広げていました。美祢市の考えをお尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　三好議員の御質問にお答えいたします。

最初に、質を落とさないでいただきたいという御要望がございました。決して、質は落としません。

給食の基準額っていうのは、都道府県によってまちまちでございます。

一方で、報道等で御存じだと思いますが、おかずが唐揚げだけだったとかいろんな問題がございます。カロリーベースで、基準の90％しか満たない――満たしてない自治体の給食もあるわけでございますので、きちんとした栄養が摂れるよう、決して給食の質は落とさないことをまずは御説明させていただきたいと思います。

それで、アレルギーとか、あといろんな児童の非喫食者の対応でございます。

これについては、今、非喫食者の児童についても配慮するよう進めているところでございます。

したがいまして、多くの自治体でもあるように、今言われました、やっぱり３割の先行自治体があるわけでございますので、その非喫食者へも十分配慮してまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　午前中の――予算委員会でもありましたけれど、午前中の答

弁でもありましたが、給食費を超える部分については、全額市が負担すると言われました。質も落とさないっていうか――言われました。本当にありがとうございます。

そこで、量が少なかったっていう児童があるか――成長期の子どもなので、量が少なかったらいけないので、量もと言っていた次第です。すみません。

次に移ります。

中学校の給食についてですが、今回の国の政策で、残念なことに中学校は無償化になっていません。しかし、食材の高騰分には支援をするとのことでした。ありがたく思います。

そして、中学校無償化を独自にする場合、午前中の御答弁の中でもありましたが、約3,000万円が必要とのことでした。

それで、予算書を見ますとジオパークの関連予算が約３億円、図書館複合施設の建設に約３億6,000万円の予算があります。

午前中の同僚議員の中でも、御答弁の中で、安定的な財源でない市には人が来ないというような内容の御発言があったように思います。

人が来る来ないは市民にとってよい――人が来る来ないの基準は、市民にとって、よい政策があるかないかではないかと思います。市民がいきいきと暮らしていることだと思います。

中学校の給食の無償化について、県内を調べますと９個の自治体が既に取り組んでいます。

近隣では、萩市・阿武町・長門市です。既に実施しています。美祢市も中学校無償化に――何としても無償化に進んでいただけないでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（村田弘司君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　三好議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、藤井議員の御質問にもお答えいたしたところでございます。

私としてはっていうか、それは、ぜひ取り組んでまいりたいところではございますが、やはり一方で、安定的な財源確保ということも重要でございます。

そうすることによって、将来の――将来住民――現在の住民のニーズに応えることも大事でございますが、将来住民の選択肢を奪うことにもなってもいけませんので、これは総合的な財政運営の観点から検証してまいりたい。また、実現できるよ

うには努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　納得いかないところがあるんですけど、将来の住民の選択肢を奪うって何でしょうか。

○副議長（村田弘司君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　お答えいたします。

多分、これを実施するとなれば財政調整基金等、基金をどんどんどんどん使っていくようになります。

基金が枯渇すれば、当然、将来の財政運営にも影響を及ぼすわけでございますし、将来世代が困る事態にもなるわけでございますので、将来、いろんな選択肢、事業のこの――こうやりたいっていう部分がなくなっていくという部分で、将来の選択肢を――将来住民の選択肢を奪うという発言をさせていただきました。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　分からないわけではありませんが、分かりません。うまくある財政――財源をうまくこうやってやっていくのが皆さんの――執行部の皆さん、特に市長のお役目じゃないでしょうか。

市長の中に――市長、本当子どもたちは、今本当に未来――美祢市の未来を背負っていく本当に大切な子どもたちです。将来を担う人材です。それなのに――それをやはり投資してもいいではありませんか。

市長の中には、市民がかがやき　こどもの笑い声がする――響くまちにしたいと言っておられます。小学校無償化はぜひ決断をお願いしたいのですが、再度お尋ねします。

それと、それが難しければ半額っていうのは、お考えがあるかないかお尋ねします。

○副議長（村田弘司君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　三好議員の御質問にお答えいたします。

子どもたちのためにっていうのは、本当に私も思いを強くしているところでございます。そして、やはり一方で、御高齢の方、福祉・医療も守っていかなければな

りません。

そういった観点から――総合的な観点から、また、将来の財政見通しも踏まえて、これ、やらないというんではなくて、検討・検証させていただきたいということでございます。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　やらないということはないと言われました。半額でもやろうかという御意思があると理解していいでしょうか。

○副議長（村田弘司君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　三好議員の御質問にお答えいたします。

そういった部分も含めて、十分検討・検証はさせていただきたいということでございます。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　次に移ります。

３番目なんですけれど、税の申告の相談についてお尋ねします。

来年度から、税の申告相談会場を美祢市内で美祢市役所と秋芳まちづくりセンター・美東町のまちづくりセンター、この３か所にする方針だとのことです。

美祢市は広範囲です。美東町を例にとれば、赤郷から大田まで行くのには大変です。車を運転できない方は移動が大変です。あかまる号があるかもしれませんが、これは、午後はスクール便として運行されますので、一般市民は活用でき――無理です。

綾木や真長田にしても、バスが１時間半から２時間半の――２時間の間隔で運行されています。頻繁にはありません。秋芳町青景、栢木にしてもバスは通りません。ジオタクがあるからといって、往復といっても往復600円かかります。交通機関の便がないのに等しいのではありませんか。

こうした中で――それと、美祢地域では５会場があったのが一気に１会場になるわけです。確定申告がもう面倒くさい、いいか収入もないし、農業も赤字だし、もうけにもなっていないから税申告に行かないとなれば、所得税は課税されなくても、住民税の中で均等割がかかることがあります。

特に、農業にしては、必要経費などを申告することが大事になってきます。税を申告することで、各種制度が適用されるかどうかの基準になります。

保育料、公営住宅の使用料、国保税、介護保険料――介護保険利用料、また、後期高齢者医療保険料、高額医療の限度額、施設入所の費用など、多くがこれ税額で決まって影響されます。申告をしないと、収入がないのに、それ以上の負担が賦課されてしまう可能性もあります。払えなくなって滞納が増えたり、借金しながら払うという羽目になったりするかもしれません。いかに税の申告が――確定申告が必要かということです。

市民の暮らし、財産、命を守るのは行政の仕事です。税申告の相談は市民サービスです。今までどおりに、各公民館で実施すべきです。会場が遠くなると申告に行かない、どうせ収入がないから行かないということになってはいけません。

今まで、各公民館で税の申告が行われました。待つ時間が長いということもあるかもしれませんが、今までは――今まで――会場は今までどおり電話で予約するなど――職員――そうすれば、職員も市民も焦せらなくてすみます。いかがでしょうか、お尋ねします。

○副議長（村田弘司君）　佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君）　本市では、例年、所得税の確定申告相談及び市県民税の申告相談として受付窓口を設置しており、本年も２月の12日から３月16日までの33日間にわたり、13か所の公民館を会場として、美祢地域と美東・秋芳地域の２班に職員が分かれて申告相談を受け付けております。

しかしながら、現行の申告相談体制は多くの課題を抱えております。

申告者の皆様からは、申告相談の待ち時間――待ち状況が会場に行かなければ分からず、最大３時間にも及ぶ待ち時間が生じていること。また、申告相談の会場と日時が指定されており、期間中に対応日がわずか１日しかないことについて不便との声を頂戴しております。

加えて、e-Taxの操作サポートが十分でないために、自宅でe-Taxによる確定申告への移行が進んでいない状況にあります。

さらに、会場ごとの申告相談件数が最大133件から最少27件までと件数に大きなむらが発生しており、税務担当職員以外の応援体制、13会場へ職員及び機材を分散させている現行の申告相談体制を維持することは、現状困難となってきております。

こうした課題を解消し、市民サービスの向上と業務効率化を同時に実現するため、本市では、来年度から申告相談体制の改善に取り組むこととしており、今年度、確定申告相談に来られた皆様には、事前に改善の内容を御説明しております。

改めて、申告相談体制の改善について御説明をいたします。

改善の内容は大きく４点です。

１点目は、予約制の導入です。

これまでの当日整理券配布方式から、インターネットまたは電話による事前予約制に変更します。

併せて、相談日を従来の受付期間中、１日の指定日から期間中任意に日時を選択できる仕組みとし、いずれの相談会場でも申告相談ができるようにいたします。

２点目は、会場の集約です。

現行の13か所から、市民会館・美東地域まちづくりセンター・秋芳地域まちづくりセンターの３か所に集約いたします。

３点目は、職員配置の再編です。

２班体制から１班体制による集中運営に移行し、税務の専門職員を集中的に配置することにより、きめ細かで、より質の高い相談体制が可能となります。

併せて、延べ人数25人の相談対応職員と471時間の実働時間を削減することで、職員の負担軽減につながります。

４点目に――最後に、４点目は、デジタル支援の強化です。

これまで配置できていなかった電子申告支援員を新たに会場に配置し、デジタル支援ブースを設けe-Taxによる申告を丁寧にサポートし、次年度以降、御自宅から申告できる環境づくりを進めてまいります。

これらの取組により、これまで最大３時間に及んでいた待ち時間が大幅に短縮されるとともに、申告者が相談できる日が１日から24日へと大幅に拡大し、申告者御自身の都合に合わせて、時間や会場を選べることから、日中仕事等により相談できる日時が限られて――限られる方などへのサービス向上が図られます。

議員御指摘の申告相談会場集約による移動面の影響につきましては、慎重に調査を行っております。

現状では、多くの申告者は、申告相談会場に自家用車等で来場されており、会場変更に伴う移動時間の増加は、平均で10分以下と見込んでおります。

自家用車等の移動手段をお持ちでない方につきましては、市が運行しておりますジオタクやコミュニティバスをはじめとする公共交通を利用して、集約後の会場へお越しいただくことが可能となっています。

これまでの会場周辺からも、コミュニティバス等の路線により集約先の会場に行くことができ、会場が変更となる申告者の方々に対しまして、具体的なバス路線、時刻表を含む公共交通の案内や経路情報をきめ細やかに――きめ細かく提供してまいります。

以上の状況から、会場集約による影響は限定的であると考えており、さらにe-Taxの推進により、今後は、申告相談会場へ来場する方が減少していくものと見込んでおります。

先ほども申し上げましたように、申告者の皆様に混乱が生じないよう、本年度から段階的に事前周知を開始しております。

申告相談会場において、申告者お一人お一人に、会場の集約や予約制の導入など改善内容を丁寧に説明するとともに、案内チラシの配布を行っております。

併せて、一部の会場にe-Tax相談コーナーを設け、e-Taxによる電子申告の支援を行うとともに、e-Tax利用を検討していただく機会の提供を行っております。

このように、十分な準備期間の確保に努めているところであり、この事前周知におきましては、申告者の皆様から改善内容について、おおむね御理解をいただいている状況であります。

このたびの取組は、「待たせない・選べる相談体制」「会場集約による業務効率化・業務精度の向上」電子申告の推進――「電子申告の推進強化」の３つを柱として、市民サービスの向上と業務効率化を同時に実現するものであります。

申告相談会場の集約という変更はありますが、それを大きく上回るサービスの向上を申告者の方々に実感していただけるよう引き続き御意見に耳を傾けながら、丁寧かつきめ細やかな説明と周知を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

○副議長（村田弘司君）　三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　御理解をお願いしますって言われても理解できません。

先ほどの説明の中で、何点かありました待ち時間が長いということでしたが、今までの会場の中ででも、予約制にすれば待ち時間は少なくなるのではありませんか。

そして、１時間――１日しかないということでしたが、美東の場合は１日半だったような気がするんですけど、これが今――今度は４日にもできると言われましたけれど、電話で予約して、それぞれはめていただいた――はめてっておかしいですね、計画的にやればお互いに――職員も市民の方も時間の無駄もなく行けるのではありませんか。

何せ、まず会場が総合支所とか市役所とか大変ですよ。さっきも言いましたけど、移動手段に困るんです。そこでの――だから市民サービスとして、各公民館であったと思うんです。

それで、e-Taxでと言われました。でも、e-Taxを完全にできる人っていうのは、経理をやっている人とか一般市民――失礼な言い方かも分かりませんけど、一般市民では、ちょっと無理じゃないかと思うんです。

e-Taxでやる、それは、パソコンでこうしなさいこうしなさいってあるんでしょうけれど、なかなかできなくて、修正をしなければいけなくなったりすることも考えられます。修正に修正をして、さらに修正を加えて、時間がかかって結局どうやったか分からないと、で、税務署に走って行くとか、相談会場に行くとかあるかも分かりません。

それで、今やスマホでとか、e-Taxだとか言われましたけど、高齢者の方でも、スマホはただ電話をするか受けるかメールを見るか、メールを見ても返せない人もいらっしゃいます。メール見たよって電話があるんですけれど、そういうこともあるので、このDX――デジタルが必ずしも市民に浸透はしていないと思います。そして――と思います。電子申告になると言われましたが、ちょっとまだまだそこには遠いのではありませんか。

そして、本当に税金の申告というのは、先ほども言いましたけれど、いろんな制度の利用をするのに必要なんです。

去年頃もありましたけれど、今回全員ですけれど、低所得者の方に支援金などがありますが、これも税の申告で非課税かどうかっていうことで、非課税の方には生活支援などがあるわけですけれど、申告が悪くて、その対象にならない人も私は知っておりますが、何であそこにはあれなのに、私にはないって言われます。だから、申告が悪かったのではないかと思ったりするんですけれど。

本当に住民の生活を守るっていうことにすれば、年に１回、本当に職員大変でし

ょうけれど、市民サービスを行うべきではありませんか。この税金の申告が本当に市民サービスの最たるものだと思います。

そして、先ほどでしたけれど、集約されれば専門家が増えるということもありましたが、これらの今のことは、そのまま今の会場においてもできることではありませんか。どうでしょうか。お願いいたします。

○副議長（村田弘司君）　佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君）　三好議員の御質問にお答えいたします。

今の会場、公民館13会場の会場でも同様なことができるのではないかという御質問であったと考えます。

このたびの改善案につきましては、会場を集約することによって、職員――かなりの職員が確定相談――申告相談に対応しておるわけですけども、それを効率的に、なおかつ今の体制、ある程度の職員を今度は電子申告とかの対応できる職員とかのほうにも回していきたいというふうな総合的に勘案した取組でございます。

決して、御年配の方にスマホで全てやってくださいということを申し上げるつもりはございません。今までどおり、確定申告相談は行ってまいりますので、その中で、サービス向上を目指す中で、このような案をというか――取組を考えているわけでございますので御理解をいただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　再度御理解を言われましたけれど、なかなか理解できません。

まず、一番大事なのは市民サービスじゃないですか、市長。市民サービスを行うということが大前提でありませんか。

先ほど、かなりの職員が会場に行ってるとか、職員が忙しいとかありましたけれど、聞き間違いかもしれん――忙しいというのありませんでしたかね。かなりの職員が行ってるとか親切にやっていると、親切にやっておられるのはありがたいですよ。でも、市民サービスっていう面から見れば、本当に税金の申告の仕方が――仕方が悪いっていうか、もう先ほど言いましたけど、もう行かんでええか、申告に行かんでええかってなることが怖いんですよ。

やはり、収入がこれだけあって、経費がこれだけあって所得が幾らになったよ、そしたらこの制度は幾ら幾ら――国保料が幾らになるとか、介護保険料が幾らにな

る、この保育料も幾らよとか、いろんなこの制度に反映してくるわけなんです。だから、その根幹になる住民――申告の――税の申告が本当に大事だということを分かっていただきたいんです。

市長、どうでしょうか。今までどおりできませんか。予約とかすればできるではありませんか。お願いします。

○副議長（村田弘司君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　三好議員の御質問にお答えいたします。

これまでもいろいろ御説明をいたしましたが、一方で、職員の人件費っていうのもその財源は税でございます。

で、やはり住民サービスの財源を確保するためには、やはり限られた職員で、いかに効率を、また、生産性を上げていくかというのも課題でございますし、また、住民サービスの向上ということも大事でございます。従来、１日指定日だったのを24日に広げ、しかもそれを電話予約で、その時間に待つことなく、サービスが提供できるものというふうに思っております。

三好議員のおっしゃるように、移動手段っていうのが大きな課題ではなかろうかと思いますので、その辺りは、どういったバスの便とかどういったジオバス、また、ジオタクを利用していただければできますよという御案内を例年させていただくというのは、先ほど総務部長が申し上げたところでございます。

これについては、やはりデジタルにも触れて対応していただくっていうか、触れていっていただく機会を設ける必要もあります。今後、大きくそのように流れ――やっぱり社会全体が変わっていくものでもあります。

ただ、スマホを持っていらっしゃらない方は、従来どおりの申告相談ができるということでございますので、こちら――我々としては、いろんな総合的な観点から、このように変更させていただきたいということで、今説明も丁寧にさせていただいているところでございます。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　くどいようですけど、何回も質問いたしますけど、待つ時間を少なくすると言われました。バスも――今、市長言われました、申告の時間だけバスの時間を案内するとか言われましたけど、申告の間だけバスの時間がこうこう

こうで何時にありますよって、時刻案内があるということですか。それは不可能でしょう。

それから人件費が要ると言われましたけど、要ってもいいじゃないですか。会計年度任用職員のスマホにこういった――e-Taxに長けた方もいらっしゃると思いますよ。会計年度任用職員も――あまり会計年度職員ってあまり好きではありませんけど、今そういうのがもう半分ぐらいいらっしゃるので――半数ぐらいいらっしゃるので、そういったこの人たちも来ていただいて、人件費イコール無駄にはならないと思うんですね。それが生きた人件費になってくると、市民サービスを充実させたと、市民が本当に納得いって税金を払っていただくと、そういうことになっていくと思うので、本当にマイナスばかりではないと思います。

それで、先ほども――何かぶっつけ本番ですから、どんなことが返ってくるか聞いておりませんのでちょっと申し訳ないんですけど、どこが――デジタルは言いましたね。

電子に馴染んでいただかないの――いただかないといけないということでしたけど、この１年で――もうこの１、２年で電子に馴染むわけはありません。本当に――まず、本当に確定申告会場で相談しながら職員を頼って、こうこうこうですよ、これだけあるんじゃけど、これとこれで経費を使うとこうなってるよと。それから病気の人を抱えているよとか、介護人――要介護の――要介護認定をもらえば、要介護の証明書で控除もあるんです。

それから、寡婦の場合でも寡婦控除もあるので、そういったことも職員がいろいろ知っておられて、こうじゃないですかと、対面の中で親切に教えていただくことが本当に市民サービスが充実したことになると思うので、先ほどるる述べられましたけど、これらのことは、全て今の会場でもできることではありませんか。ぜひ、考えていただきたいと思います。

ちょっと時間がないんで、次に移ります。

４番目になりますけれど、病院事業についてお尋ねします。

自治体病院と民間病院の違いについてお尋ねします。

地域医療の崩壊する――地域医療は崩壊寸前、このままではある日突然病気――病院がなくなるかも、こんな不安は拭い切れません。そうした状況は、美祢市の２病院でも例外ではないというような気がします。

医療の値段は国が決めており、公定価格なんですけれど報酬診療といわれています。通年２年に一度の改定ですが、長年抑制されてきた上に、この間の改定が物価や賃金の上昇に追いつかず、多くの病院の経営は危機に陥っています。

診療報酬が引上げられましたが、これは3.009％――ちょっと聞いたんですけど、この数字が3.009か3.――ちょっと定かじゃありません、すみません。とにかく増えていますが――これは多少増えておりますが、これ――しかし、これでは今の危機――医療危機から脱することはできません。

2024年の診療報酬改定での日本医師――病院会の６団体の調査に――なんですが、こうした病院は、赤字病院が７割に上ると報告がありました。医療機器の４月の診療報酬改定で、薬価を除く診療報酬全体は0.88％のプラス改定とされています。

しかし、この年度末の消費者物価指数が前年同期よりも３％以上に――３％上昇する中で、物価高のほか、医療機器の診療材料費や水道光熱費などが経費を増えて――経費が増えて、これらを幾ら報酬が上がったとしても賄いきれていません。医療は公定価格なので、物価上昇を患者に転嫁することはできません。多くの病院が経営難――経営を悪化させています。

人手不足の解消のために賃金――賃金引上げが求められていますが、診療報酬の改定で、人件費が補填できないというのが９割を超えていると報告がありました。全国の保険医団体の連合会の調査です。

それから、従業員の賃金は全産業平均にも追いつかず、格差が開いて離職も招いていると聞きます。既に、診療科や入院患者の受入れを減らす救急医療の廃止など、事態が全国に広がって、国民の――市民の命に関わる重大な事態となっています。

厚労省の諮問機関の中央社会保険医療協議会の総会では、一般病棟は、病床率が９割以上でないと黒字にならないという報告もできています。こうした病床に余裕を持たせると経営が維持できなくなるといったことも――できなくなるっていうことは本当に重大なことです。

医療は、社会全体の最も大事なインフラであり、日常の医療に加え感染症や自然災害など、特にこうしたことに命を守る体制づくりが本当に不可欠です。医療崩壊の危機を止めて命を守っていかなくてはなりません。自治体病院は地域の活性化やまちづくり……

○副議長（村田弘司君）　三好議員、残時間も少ないですし、質問に移られたほうが

いいかと思いますよ。

○12番（三好睦子君）　そこで質問、今回３点を設けておりますけれど、時間の関係もありまして、３点の一番初めの自治体病院と民間病院の違いについてと、それから２番目の国保病院の役割についてと、それから３番目の医療機関の人材育成についてをまとめて答弁いただけますでしょうか。

それで、ちょっと今それを言ってたわけなんですけれど、時間の関係上勝手にまとめましたけれど、そういうことなんですがどうでしょうか。ちょっとやっぱり１個ずつ言ったほうがいいんでしょうか、回答一緒でいいですので。

その１つの中に、今の自治体病院と民間病院の違い、それと国保病院の２つの病院を守っていかなくてはなりません。民間――国保病院の役割についてお尋ねします。

それと、病院があるって、医療の――病院があるということは本当に医療の人材育成にも役立っていると思います。いい医者は患者が育てると聞きます。医師を含めた医療スタッフの育成についてもお願いいたします。

２つの病院があることで、地域医療の人材育成に貢献していると思いますがいかがでしょうか。

ちょっと端折ってしまって、時間もないんですけれど、この３つを一緒にお答えいただくと幸せますが、よろしいでしょうか。

○副議長（村田弘司君）　執行部、多岐に渡ってますが、いいですか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　三好議員の御質問にお答えいたします。

確かに、医療環境は非常に厳しい状況にございます。

地方の公立病院だけではなくて、都市部の民間病院もある日突然経営が成り立っていかなくなったと――閉鎖ということも現実起きているわけでございます。

まず、自治体病院と民間病院の違いについて御説明をいたします。

自治体病院は、県や市町村など、地方公共団体が設置・運営する病院であります。地域住民の生命と健康を守るために必要な不採算医療や高度・専門医療、救急医療など、民間ではなかなか担うことが難しい医療サービスを安定的・継続的に提供する役割を担っております。

具体的には、自治体病院の意義、役割については、全国自治体病院協議会の「自治体病院の倫理綱領」として、その使命が明記されております。

その使命として、「自治体病院は、都市部からへき地に至るまで様々な地域において、行政機関、関係機関、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命とする。」と明記されております。

そのための行動指針としていろいろ定められておりますが、ここでは、ちょっと省略――割愛させていただきたいと思います。

で、もう１つ、その中の行動指針に、やはりその中でも「健全経営の確保」ということも行動指針では定められているところでございます。

公共性を確保しながら、また合理的・効率的な病院経営に努め、健全で自立した経営基盤の確立も要請されているところでございます。

５点、行動指針と示されておるところでございます。この行動指針に基づいて、自治体病院、美祢市立病院、市立美東病院も運営・経営しているところでございます。

一方、民間病院は医療法人などが開設・運営し、その地域に必要な医療を提供するとともに、効率的な経営や専門性に特化した医療に強みを持っています。

したがいまして、総括すれば、現状では、民間病院の参入が難しい過疎地域等では、自治体病院が住民の生命と健康を守るため、救急医療、小児医療、在宅医療まで、不採算部門も含めて多岐にわたり医療サービスを提供しているという状況でございます。

次に、国民健康保険病院の役割でございます。

国民健康保険直診――直営診療施設の歴史的な背景は、昭和13年の旧国民健康保険法制定と連動し、特に医療機関が不足する町村で、住民の健康を守る目的で設立されております。

その後、昭和36年の国民皆保険達成後は、地域医療の核として機能し、住民の健康の保持増進に大きな役割を果たしてきたところでございます。

現在の国民健康保険診療施設は、保険者である市町村等が国民健康保険法に基づき、保健事業を行う施設として設置する医療施設として定義され、予防と治療の一体的な提供の理念の下、地域の保健、医療、福祉、介護サービスを関係者が連携協力して、一体的・体系的に提供する仕組み、地域包括医療ケアの推進の拠点としての役割が求められているところでございます。

具体的には、現在行っております疾病予防、健康診査、健康相談、健康教育、訪問診療、訪問看護等を一体的に提供し、診療にとどまらない多面的、総合的な保健医療福祉サービスの提供の拠点としての役割があるわけでございます。

次の３点目、地域医療の人材育成についてでございます。

地域医療の人材育成については、これからの地域医療を安定的に維持するためにも非常に重要な課題であると考えております。

本市においては、全国的にも先駆的な取組として、平成23年９月に市、市民、医療機関及び薬局がそれぞれの役割を果たし、地域医療を支え育てることとする「美祢市の地域医療を支え育てる条例」を制定し、平成24年４月から施行しています。市は、策の推進や財政上の措置を担っております。

本市の地域医療人材育成の取組として、毎年夏に本市をはじめ山口市・下関市・萩市・長門市など、県内10市町を会場に「やまぐち地域医療セミナー」を各２日間開催しております。

このセミナーでは、本市においては、自治医科大学及び山口大学医学部の医学生や県内の看護学生、薬学部学生約10名を引き受け、市立２病院をはじめ市内訪問看護ステーションや調剤薬局等が実施する訪問診療、訪問看護、訪問薬剤指導等の在宅医療に同行し、本市における地域医療の現状を学び、将来、地域医療を志す医療人の育成を行っているところでございますし、また、本市では、市内医療機関等における看護師及び准看護師の養成・確保対策として、看護師等奨学金貸付条例に基づき看護学生へ奨学金を貸付けることにより就学支援を行っており、市内医療機関へ就職された際は、貸付期間に応じて返済免除等の措置を講じているところでございます。

また、美祢市立病院においては、山口大学医学部附属病院の医療人育成センター、総合診療部、そして山口県立総合医療センターへき地医療支援部と連携し、毎年、医学生や初期研修医の実習先として利用していただいており、医師の育成に積極的に協力しているところでございます。

こういった取組が本当に、今までの取組や関係機関の御協力により、美祢市立病院は、「山口大学総合診療専門研修プログラム臨床研修協力施設」「山口県立総合医療センター長州総合診療プログラム、長州家庭医療プログラム臨床研修協力病院」の役割を担っており、本年度では、山口大学と山口県から１名ずつ総合診療専攻医

を常勤医として派遣していただき、臨床の現場で日々研さんを積まれておられます。

医師の育成拠点施設として、長年取り組んだ結果が今日の総合診療医を中心とした医療体制の構築に大きく影響していることも事実でございます。

市立病院の研修費等は、特別交付税の算定にも含まれておりますし、本市においても、財政的な支援を行っているところでございますので、今後も引き続きそういった財政的な支援も行ってまいりたいというふうに思っております。

不足する医療人材の確保、定着の面からも、市立２病院を活用した人材育成の取組は引き続き積極的に協力するとともに、これは市長部局をはじめ市内関係機関が連携して、地域医療の人材育成を強力に支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（村田弘司君）　三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　ありがとうございました。本当に医療人材の育成は本当に大事かと思います。

今、医療人材の不足が叫ばれてますが、この美祢市の病院が本当に医学生の研修の場となって、本当に活用――活動――活躍しているということに本当にうれしく思います。

本当に、先ほど述べましたけど、私たち患者はいいお医者さんにかかりたい、いいお医者さんにって言いますけど、そのいいお医者さんを育てるのは患者自身だと思っております。

そして、美祢市の場合は広範囲なのでいろんなパターンがあって、医学生の研修についてもこれいろんな症例があるかと思いますので、その場その場に応じて、学生にとっては研修の場となって、本当に大事な役目を果たしておりますので、今の市長の答弁に本当にありがたく思います。

それと、最後に確認ですけれど、私もですが、市長の公約にも美祢市の――美祢市立の２病院は絶対に守るとありました。お変わりありませんでしょうか。

○副議長（村田弘司君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　三好議員の御質問にお答えします。

当然、その考えは変わりございません。ただ、将来の医療の提供――医師等の提供見通しとかいろんな部分は、総合的に勘案していかなければならないというふう

に思っております。

我々としては、少しでもそれが維持――経営的に維持できるように、まずは――かといって、やはりこの貴重な財源を繰入れているわけでございますので、病院も医業収支比率は上げてほしいというのはずっとオーダーしているところでございます。

我々といたしましては、繰入れの基準となる基準内繰入れというのがございます。

これは、総務省が不採算地区病院の運営負担金――運営部分であるとかあと不採算医療、小児医療とかそういった部分は地方財政措置されるわけでございますので、その措置範囲内で、何とか経営してほしいというのがこちらからのオーダーでございます。

今、一生懸命頑張ってくれていると思いますので、当然、経営的には改善していかなければなりませんし、あるべき姿っていうのは当然、毎年毎年でも検証していかなければならないのは当然の事実でございますので、いろんな形で、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして答弁といたします。ありがとうございました。

○副議長（村田弘司君）　三好睦子議員。

○12番（三好睦子君）　いろいろありがとうございました。ちょうど時間になりましたので終わります。ありがとうございました。

〔三好睦子君　自席に着く〕

○副議長（村田弘司君）　この際、14時30分まで休憩します。

午後２時16分休憩

午後２時30分再開

○副議長（村田弘司君）　休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。岡山隆議員。

〔岡山　隆君　発言席に着く〕

○11番（岡山　隆君）　皆さん、お疲れさまです。皆さんも御存じのように、イラン情勢の悪化に伴いガソリン価格が大幅に上昇し、今日、美祢市内においてもリッター180円という状況でですね――そういった状況になりました。家計や中小企業を直撃しかねない状況ともなっていますけれども、そういったところを私と同様、

皆さんも心配されているんじゃないかとこのように思っておるところです。早急な対応をしっかりとやっていただきたいなと、このように思っているところでございます。公明党の岡山隆でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、一般質問に入りたいと思います。

大きく３つありますけれども、まず、最初の質問は、使用済みGIGAスクール端末、タブレット等及び庁舎内のパソコン等の適正処理についてです。

全国の小中学校では、GIGAスクール構想に基づき、生徒１人について、１台のパソコンまたはタブレット端末が学びのマストアイテムとして配備されてきました。

現在、このGIGAスクール構想第１期で整備したこのタブレット端末がバッテリーの耐用年数やOS、オフィスシステムのこういったサポート期限切れ等更新の時期を迎えております。

今後、GIGAスクール構想で、第２期における端末更新が進む中で、旧端末の適正な廃棄が新たな課題となっています。

文部科学省・環境省等は、使用済みとなったGIGAスクール端末を小型家電リサイクル法で処分する方針を決定し、各自治体に方針に基づく処理を求めているところでございます。

すなわち、行政機関及び小中学校等における更新時期を迎える使用済みタブレット端末等の適正な廃棄についてどのような取扱処理となっているのか、小中学校及び行政機関等における使用済みタブレット端末について、まずお伺いします。

○副議長（村田弘司君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　岡山議員の御質問にお答えいたします。

本市におきましては、来年度から、小・中学校で使用するGIGAスクール用タブレット端末を更新することとし、今年度、県内他自治体と共同で調達しております。

この調達に当たっては、公募型プロポーザル方式により事業者を選定しており、事業者提案により古い端末は回収の上、物理的破壊によるデータ消去がされることとなっております。

なお、データ消去完了の確認については、事業者から提出されるデータ消去の証明書により行っています。

次に、職員が使用するパソコンやタブレット端末等の処分は、内蔵データの消去を事業者に委託しており、国際ガイドラインに準拠した方法により処理するほか、

電子的または物理的な処理を行っております。

この場合においても、委託事業者からデータ消去に係る証明書を提出させ、データの消去が確実に完了していることを確認しているところであります。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　岡山隆議員。

○11番（岡山　隆君）　大体の処理の流れといいますか理解はできるんですけど、問題は、更新時期を迎える使用済みタブレット端末等ですね、適切に廃棄するべきタブレット及びこのパソコンの機器類については、どの程度の処分量、機器、機種が見込まれる予定なのでしょうか。

また、この更新時期には、たくさんのタブレット等の廃棄が見込まれますが、更新時期が終了した後――大きく処理された後ですね、毎年廃棄されるタブレットパソコンはどの程度処分されていくのでしょうか。この点について、再質問します。

○副議長（村田弘司君）　古屋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（古屋敦子君）　令和２年度に、小・中学校のGIGAスクール用として整備し、初の更新時期を迎えたタブレット端末は1,427台となっております。

また、職員が使用するパソコンやタブレット端末等は、事業者への引渡しに際して一定量をまとめて処分する必要があるため、新市発足後、18年間で３度処分を行っております。

このうち、１度目は100台程度、２度目は600台程度で、３度目は本庁舎移転の際、400台程度を処分しております。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　岡山隆議員。

○11番（岡山　隆君）　大体、処分量がどういう程度のものか、今、合計1,000超えてますけれども、それが分かったところでございます。適切な処置というのは本当に求められるところでございます。

ちょっとその辺の状況分かりまして、次の流れに行くんですけれども、皆さんも御承知のとおり、使用済みタブレット等には、レアメタルなどの重要な金属が含まれて、都市鉱山とも呼ばれています。

東京オリンピックにおいては――さきの東京オリンピックでは、こういったパソコン類から集めたそういったものを金メダル、銀とか銅とかそういったところに活

用されたというのは皆様も御承知のとおりであります。

こうした都市鉱山の適正リサイクルを促進するため、2013年に使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律「小型家電リサイクル法」が施行され、国から認定を受けた認定事業者が自治体と連携して処理を行っています。

文部科学省・環境省等は、使用済みとなったGIGAスクール端末を小型家電リサイクル法で処分する方針を決定し、各自治体に、方針に基づく処理を求めているところでございます。

国からの認定を受けた認定事業者は、環境省等から小型家電リサイクル法に基づく認定を取得し、佐川急便等の物流網を活用して、パソコン、小型家電等の回収、このデータ消去、リサイクル法を行っています。

回収したパソコンは、単品管理、データ消去を行った後、１台ずつ手作業で分解し再資源化処理をしています。

認定を受けた事業者は、電子機器の手分解の工程作業において、ある事業者では、約30人の知的障害のある方が通常社員と同様一般就労で活躍しており、回収量が増えれば、障害のある雇用も拡大するというモデルに取り組んでいます。

グループ会社で運営する就労継続Ｂ型事業所は愛知県にあり、平均工賃月５万円以上を実現しております。

問題は、これから廃棄される予定のGIGAスクール端末、タブレット等の適正処理が必要であり、都市鉱山を無駄にしないことがとても重要であります。

そのためにも、佐川急便等の物流網を活用して、パソコン、小型家電等を分解し再資源化処理をしていただく、こういった国から認定を受けた認定事業者に送ることが重要であるところでございます。

使用済みタブレット等に含まれるレアメタルなどの重要な金属の適正処理方針に基づく処理についてどのような、市として送り込んでやっているのか、この辺について説明願います。

○副議長（村田弘司君）　篠田市長。

○市長（篠田洋司君）　岡山議員の御質問にお答えいたします。

パソコンやタブレット端末などのICT機器等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、金属資源の枯渇リスクが顕在化する中にあって、適正に再使用、または再資源化することが国からも求められていま

す。

適正な再使用及び再資源化に当たっては、「使用済小型電子機器類の再資源化の促進に関する法律」いわゆる小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への委託――処理委託する方法と、「資源の有効な利用の促進に関する法律」いわゆる資源有効利用促進法に基づく製造事業者等へ処理委託する――処理委託する方法があります。

今回、廃棄するGIGAスクール用タブレット端末は、小型家電リサイクル法に基づきデータ消去後、端末を溶解し、希少金属等は回収・リサイクルされることになっております。

次に、職員が使用するパソコンやタブレット端末等を廃棄する場合は、産業廃棄物となることから、事業者として責任を持って処分する必要があり、本市においては、データ消去を行う事業者に所有権移転の契約を締結し、引渡しを行っています。

事業者は、端末等をパーツや素材単位に分解しリサイクル資源として使用するほか、再利用可能なものはリユース製品として活用しています。

このように、事業活動として、リサイクル・リユースを行っていることから、IT機器等を単に廃棄処分するのではなく資源として最大限に活用しており、循環型社会における環境保全に適していると言えます。

なお、この際、委託事業者から資源有効利用促進法に基づくリユース・リサイクル証明書を提出させ、適正処理がなされていることを確認しております。

以上でございます。

○副議長（村田弘司君）　岡山隆議員。

○11番（岡山　隆君）　当然、小型家電機器のこういった廃棄処理について、具体的にその流れについて今説明がありました。

問題――そういう今言われたとおりになるんでしょうけど、これは国から認定を受けた認定事業者は、環境省から小型家電リサイクル法に基づく認定を取得しなければならないわけでございます。

山口県内でも、国の認定を受けたこういった家電リサイクル法の認定事業者は存在していますが、問題はタブレットやパソコンを再資源化して、レアメタルなど、金銀などを回収するこういった事業者に届けることが重要と考えますが、山口県にはそうした事業者がありません。聞いてません。プラスチックとかそういったもの

は、リサイクル・リユース等はあると思ってますけれども。

問題は、ここで言ってるのは、レアメタルなどの貴重な金属でですね、こういったところを山口県じゃないのに――愛知県とかは、そういった事業者がそれなりに大規模できちんと対応しているということはお聞きしています。

だから、こういった都市鉱山を無駄にしないためにどのような対応をされるのか。今言われた説明があったけれども、その範囲内ではちょっとその先が、有用な金属を回収するというところのものがちょっと見えなかったですから、もう少しその辺が、もう少し詳しく説明できればお願いいたします。

○副議長（村田弘司君）　古屋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（古屋敦子君）　小型家電リサイクル法に基づく認定事業者は、昨年９月時点で全国に69者あり、山口県内に拠点のある１者が認定を受けております。

本庁舎移転の際に所有権移転を行った事業者は、この認定事業者ではないものの回収からデータ消去、リユース・リサイクルを一貫して行っております。単に廃棄処分するのではなく資源の有効活用を図っていることから、資源有効利用促進法の理念に合致し、循環型社会における環境保全に適していると言えます。

なお、このリユース・リサイクルにそぐわないものについては、希少金属の回収は行っていると聞いております。

引き続き、情報機器等の適正処理及びセキュリティの確保に万全を期するとともに、資源の有効活用を積極的に図り、持続可能な循環型社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　岡山隆議員。

○11番（岡山　隆君）　非常に説明ありまして、よく理解できるんですけど、最終的に貴重金属を回収していく、それは、広島県内の事業者でできるか、それとも愛知県のほうの事業者のところでできるか。その辺――広島はちゃんときちんと金属が回収できてるかどうか、その辺ちょっと再度お願いします。分かれば。

○副議長（村田弘司君）　古屋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（古屋敦子君）　岡山議員の再質問にお答えしたいと思います。

山口県内に拠点のある１者が認定を受けていると先ほど申し上げましたけれど、

そちらの事業者については、貴重金属の回収はできると伺っております。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　岡山隆議員。

○11番（岡山　隆君）　できるということで、安心しております。もうしっかりとそういった貴重な金属を回収していく日本の技術というものはすばらしいんじゃないかと。安心して、データ消去、そして貴重な金属、いろいろプロジェクト、リサイクル・リユースできるということで、そこまでの流れがあるということを確認できましたので、うれしく思っているところでございます。

それでは、次の質問に移ります。

学校体育館施設等及び行政施設におけるスマートロック、電子錠設置への取組についてです。

市内小・中学校体育館施設における使用については、合鍵を使用して行い、終了後に合鍵を戻されているともお聞きしています。

公共スポーツセンターにおいても、管理人が２交代制で、朝９時頃から夕方――夜22時まで、スポーツセンター等において使用が終わるまで任務され、終了後に鍵を施錠しておられます。

近年、小・中学校の体育館及び公共スポーツセンター等におけるスマートロック電子錠の設置状況については、他市においては、本格運用が進んでいるとお聞きしております。

スマートロック、電子錠は登録者への事前にメールで通知される番号を入力すると施設の鍵が開けられるという仕組みで、番号は毎回変わる仕組みとなっております。地域のスポーツ団体などがこういった夜間に体育館を利用する際の鍵の貸し借りがなくなり、利便性の向上が期待されているところでございます。

このほか、鍵の紛失防止や災害時のスムーズな避難所開設にも有効となり、利用者の負担軽減をはじめセキュリティ向上につながります。

近年、公共スポーツ施設管理者の成り手不足が少しずつ進行しております。市内小・中学校体育館へのスマートロック設置の状況についてお伺いします。

○副議長（村田弘司君）　千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君）　現在の学校体育施設の鍵の管理の状況でありますが、本市では、社会体育の振興を図ることを目的に、学校体育施設を学校教

育に支障のない範囲で市民など一般の方に開放をしています。

この学校開放事業における体育館の利用においては、基本、最寄りの公民館で、１回の利用ごとに鍵の受渡しと返却をしていただいており、利用者の皆様に手間を取らせているのが現状です。

なお、学校体育施設ではありませんが、綾木体育館については、ダイヤル式のキーボックスを体育館に設置し、利用者の皆様には、その暗証番号をお伝えすることで、キーボックス内においています鍵で施設の施錠・開錠を行っているところであります。

利用される方の多くは、地域の登録団体の方ではありますが、鍵の紛失等のセキュリティ上の課題が存しているのも事実であります。

美祢スポーツセンターにおいては、開館時間中は管理人を配置しております。

議員御発言のスマートロックとは、物理的な鍵を使用せずスマートフォンやICカード、指紋、顔などの生体認証といった電子的な方法でドアの開錠・施錠を行う電子錠のことであります。

このスマートロックには、既存のドアに取り付けるタイプのものやドアごと電気錠に交換するタイプのもの、キーボックスタイプのもの、さらには予約システムと連動したもの等があります。

利用者の利便性向上とセキュリティの確保、業務の効率化等のために、どの年代の利用者の方にとっても利用しやすいシステムの導入に向けて、まずは実証的に導入を行い、利用者の皆様の御意見等を基に、運用方法や機能の改善点、コスト面などの諸条件を検証した上で、スマートロックの導入拡大を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　岡山隆議員。

○11番（岡山　隆君）　いろいろるる我々が分かってないところの対応策というのを説明していただきました。

問題は、今後の高齢化に伴って、今いろいろ公共スポーツの保守施設等、管理人がおられて対応しておられるからいいんですけれども、また、今の管理員の方がどんどん高齢化になって、また、次にそういった対応をされる方が出てくればいいんですけれども、そういった人材不足等の問題があって、成り手不足に陥った場合に

ですね、そのときにどのような対応をされるか。

管理人を設けたほうがいいか、それともスマートロックで、今言われたような形で、経費がそんな思ったよりかからない、そういったところを精査したときにどうなんかということがありますので、その辺は今後とも検討されるんでありましょうけれども、成り手不足になったときに、そのときの対応をどのようにされるかお伺いします。

○副議長（村田弘司君）　千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君）　現在、スポーツセンターの管理業務については、シルバー人材センターに業務委託しているところであり、引き続き、安定的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、一方で、人口減少や高齢化の進行による人手不足が深刻化する中にあって、デジタル技術の活用による運営改善やコスト削減、セキュリティと利便性の向上のため、管理人を配置している施設にスマートロックシステムを導入していくことについて、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　岡山隆議員。

○11番（岡山　隆君）　次の質問は――次の質問は短いんですけど、小・中学校の体育館や公共スポーツセンターにおけるスマートロックの設置の推進についてお伺いしましたけれども、本庁舎及び新美東・秋芳地域まちづくりセンターにおけるこういった行政施設等のスマートロック体制について、どのようになっているかと。

何ていいますか、セコムで事務所の大事な部分というのは対応されているというのは聞いたんですけれども、そういった行政施設等のそれ以外のところとかそういったところについて、日直ちゅうかそういった管理者がおって、泊まりになって、最後施錠されるかどうか、その辺についての体制についてお伺いします。

○副議長（村田弘司君）　佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君）　市役所本庁舎及び各地域まちづくりセンターのスマートロックについてのお尋ねですが、まず、市役所本庁舎は、令和５年11月の新庁舎供用開始に併せ、改修した別館を含め警備会社による機械警備とICカードによるスマートロックを導入しております。

機械警備は、曜日や祝日等、カレンダー機能による時間設定を行うことができ、

自動で開錠・施錠を管理しております。施錠時には、職員は各自貸与されたICカードを用いて入退庁を行っております。

なお、市役所本庁舎及び別館の会議室等は、市民の方などの単独での貸出しを行っておりません。

夜間や土曜日・日曜日などの閉庁時に、市の主催による会議やイベントが会議室を使用して行う場合は、職員の立会いの下で入庁を可能としておりますので、ICカードや鍵の貸出しは行っておりません。

続きまして、各地域、まちづくりセンターのスマートロックの状況でございます。

美東地域まちづくりセンターは昨年１月から、秋芳地域まちづくりセンターは昨年２月からそれぞれ供用を開始しております。

地域まちづくりセンターは、総合支所・公民館・図書館の機能を併せ持つ複合施設です。このうち、総合支所等の事務所部分については、本庁舎と同様に警備会社による機械警備とICカードによるスマートロックを採用しております。

一方、公民館や図書館等の共用部分につきましては、従来どおり、鍵による管理を行っております。鍵の施錠・開錠は、職員または宿日直職員が行っております。

地域まちづくりセンターは、出入口だけでなく、会議室ごとに鍵を取付けているため、市民の方が会議室を利用される際には、平日の日中は職員から、夜間や休日は宿日直職員から鍵を受け取り、利用後に返却する運用としております。

なお、地域まちづくりセンター以外の行政の建物で施設ですが、出張所につきましては、事務所の出入口を機械警備として運用をしております。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　岡山隆議員。

○11番（岡山　隆君）　説明、答弁ありがとうございます。

私も、秋吉地域とか美東地域のまちづくりセンターお借りしたことありますので、日直・宿直の方がおられまして、鍵を受けて、使う部屋を鍵を開けてもらうと、そういう形でありまして、その辺は理解はしております。それで、そういった形で、危機管理はよくされてるかなと思っております。

問題は、この13の各地域の公民館ですよね、公民館において、宿直で管理されておられる方がおられましたが、最近ではちょっと見受けられません。現在ではどのような人員配置になっているのか、その辺を確認しますし、そういう公民館におけ

る業務終了後における施錠についてはどのような体制をされているのか。スマートロック設置については、どのような今後されるのか、それについて、最後お伺いします。

○副議長（村田弘司君）　千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君）　地域まちづくりセンター内にある大田公民館及び秋吉公民館の夜間・休日の対応につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでありますので、それ以外の11公民館の対応について答弁をさせていただきます。

まず、市民会館に併設しています大嶺公民館は、午後10時まで管理人を配置していますので、夜間・休日の開館時間中は管理人が対応をしております。

残り10の公民館は、全ての公民館・出張所で、現在は宿日直職員、管理人を配置しておりません。

現状の公民館出張所の夜間・休日の鍵の管理の対応についてでありますが、出張所及び公民館の事務所部分については、開館時間外は、事務室の出入口を警備会社の機械警備により防犯対策を講じています。

公民館の会議室等を夜間や休日に利用される場合には、先ほど綾木体育館の答弁と同様の方法により、公民館外の出入口にダイヤル式のキーボックスを設置し鍵の受渡しを行っている公民館と、平日の開館時間中に公民館に来ていただき、事前に直接鍵をお渡しし、利用後は鍵つきのポストに返却していただく公民館と、またはその両方で対応している公民館があり、対応が異なっております。

いずれの公民館も、利用者にはお手間を取らせていることから、スマートロックの導入につきましては、学校体育施設の実証に合わせ、利用者の利便性向上とセキュリティの確保、業務の効率化、コスト面などの諸条件を検証した上で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　岡山隆議員。

○11番（岡山　隆君）　分かりました。

しっかりと今後市民の皆さんの利便性等を考えてですね、少しずつ対応、改善するところがあればやっていただければいいかなとこのように思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

小・中学校の体育館や公共スポーツセンターにおける――すみません。次の質問は、英語のスピーキング力向上に向けたオンライン英会話の導入に関してです。

国内の都心においては、公立中学校の３年生を対象に英語スピーキングテストが導入され、現在では１年生にも実施されております。

このようなスピーキングテストの対策においては、塾や英会話教室に通える生徒と通えない生徒の間に、格差が生じていることが懸念されています。

教育基本法第４条では、全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を――機会が与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位等によって差別されないと定められています。

したがって、公立小・中学校においては、親の年収格差が子どもの学力格差につながらないよう、教育的な手だてを講じることが必要です。

塾や英会話教室に通える生徒と通えない生徒の間に教育格差が生じる懸念について、まずお伺いします。

○副議長（村田弘司君）　南教育長。

○教育長（南　順子君）　近年、文部科学省では、グローバル化の進展やコミュニケーション重視の社会的要請を踏まえ、「話す」「聞く」を中心としたコミュニケーション能力の育成を外国語教育の大きな柱として位置づけています。

学習指導要領においても、英語科の目標として、「コミュニケーション能力の育成」が明示されており、本市では、この方向性に沿って教育活動を進め、ALTを手厚く配置してきたところであります。

市内の小・中学校では、授業の中で、実際に「話す」「聞く」活動を重視し、全ての児童・生徒が英語を使う機会が得られるよう工夫しています。

本市では、外国語指導助手ALTを５名配置し、外国語活動や英語の授業内でネイティブスピーカーと直接やりとりができる時間を設け、小学校では、ほぼ毎時間、中学校では、週１時間から２時間実施しています。

また、学校外活動として、ALTが指導する「イングリッシュクラブ」を年間18回、体験型プログラムである「イングリッシュキャラバン」と「イングリッシュビレッジ」を合わせて年４回開催するなど、市独自の取組も実施しているところであります。

加えて、英語学習への意欲を高め、成果を測る機会として、英語検定受験料補助

や公設塾mineto及び高校生版公設塾、ラーニングスペースでの英検チャレンジ支援も行っております。

さらに、全児童・生徒が自由に使用できるタブレット端末で使用しているAIドリルについては、来年度から多機能型の学習支援サービスに変更することで、個々の習熟度に応じた英語練習ができるよう改善を進める予定としております。

このように、市としては、学校内外での取組を通じて、家庭の経済状況に左右されることなく、全ての児童・生徒が「話す」「聞く」力を伸ばせる環境づくりを進めております。

今後、教育格差の是正も念頭に、全ての児童・生徒に学びの機会を提供できるよう引き続き工夫してまいります。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　岡山議員。

○11番（岡山　隆君）　なかなかこの年収格差で、塾に通える通えない、非常に難しいところあります。

特に、美祢じゃああんまり分かりませんけど、東京都心では、これは激しいですね、いろいろお聞きしますけれども。塾に行ける生徒、行けない生徒、本当に学ぶ、それなりに――特別に頭がよくなくても、やっぱりやり続けたら効果が出るんですよね。

それで、なぜ、私がここまで言うかというと、自分も海外で仕事をした経験がありますので、これから特にITの時代でありまして、そして、いろいろもう英語がかなりやっぱりできていないと仕事ができない。日本の技術というものが本当にこれから世界で伸びていくためには、これは他人事じゃないです。

これから日本が、資源のない国がどう生きていくか、こういうところで、やっぱりやり続けなくちゃならない。それを私も非常に強く感じているからあえて言わせてもらってますので、どうか――私らのときは、結構度胸と根性でそういった仕事をやりましたけど、ブロークンイングリッシュでありましたけれども、今の時代はそうはいきませんので、そこで強くやってます。

それで、フランス経済学者のトマ・ピケティの「21世紀の経済学」（みすず書房）において、ピケティ氏によれば、子どもは親の経済力が与える様々な環境から自身の力で抜け出すことは難しく、経済格差から生まれる負の連鎖は続いてしまうとあ

ります。

親の年収格差が子どもの英語力等の格差にも直結し、裕福な家庭の子どもたちがより先進的な高等教育、英語学習などを受けている現状があります。

事実として、我が国では年収格差が年々拡大してます。

したがいまして、ひとしく子どもたちに生きた英語と接しグローバルな世界で生きていくためにも、この日本にいながら他国の異文化に接することは、英語好きを育てることにつながります。英語を好きになることこそ、英語を学ぶ意欲と実践力をどのように確立されるのでしょうかお伺いします。

○副議長（村田弘司君）　南教育長。

○教育長（南　順子君）　児童・生徒の自ら学ぶ意欲や実践力を育成することは、教育活動全般を通して重視しており、育成すべき資質能力の１つと考えます。

特に、英語学習においては、小学校段階から日常的にALTとの交流の機会を設け、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションに慣れるとともに、英語を使うことの楽しさを体験できるよう配慮しています。

中学校の教員から、本市の子どもたちは、英語を使うことに物怖じしないとの声も聞いております。

また、国や県の加配教員制度を活用し、小学校においても、中学校の英語教員が授業を担当できる体制を整えており、なるべく英語で授業を進めるよう充実を図っています。

さらに、学校外での取組として、ALTが講師を務める体験型プログラム「イングリッシュキャラバン」を今年度から美東・秋芳地域でそれぞれ開催し、英語に親しむ機会の拡大を進めています。

今後も、子どもたちが英語を通じて異文化に触れ、自ら学ぶ意欲と実践力を高められるよう充実した英語教育を推進してまいります。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　岡山議員。

○11番（岡山　隆君）　ありがとうございます。

これまでですね、美祢市における英語授業では、英語担当教員とALT５名、外国語指導助手が複数の生徒を同時に指導する体制であります。

しかしながら、実践的なコミュニケーション能力の育成に必要なスピーキングや

リスニング量が不足しているという課題もあります。

特に、中学校３年間の英語授業数420時間に対し、スピーキング力に割かれる時間は約50時間程度と言われてます。

現在、複数の大手教育企業では、オンライン英会話システムを開発し、生徒一人一人１台のタブレット端末を活用して、ネイティブスピーカーと会話を行う時間の創出に取り組んでいます。

オンライン英会話は、英語圏に在住する講師とインターネットでつながり、タブレットを通じてマンツーマン、またはペアで英会話を行う遠隔授業です。

ALTが出勤できない――出動できない日に、代替手段として導入することが授業の補完や児童・生徒の「話す」「聞く」能力の開発に効果があり、教職員の支援にもつながります。

オンライン英会話は、各都市部で導入が始まっており、生徒がマンツーマンでネイティブスピーカーとの会話を行い、スピーキング力やコミュニケーション力が高まっており、都心部と中山間地域の児童・生徒との英会話力に格差が生じています。

オンライン英会話の導入を検討することは、公立学校においては、世帯の年収格差が子どもの学力格差につながらないよう教育的な対応につながると思いますが、どのような御所見でしょうかお伺いします。

○副議長（村田弘司君）　南教育長。

○教育長（南　順子君）　英語のスピーキング――失礼いたしました。スピーキング力向上に向けたオンライン英会話の導入は重要な取組の１つであると認識しています。

現在、英語の話すことの力の評価に関しては、東京都が中学生を対象にスピーキングテストを実施し、高校入試の評価資料として活用するなどの取組が進められています。その対応もあり、私立中学校を中心にオンライン英会話の導入が広がりつつありますが、公平性の確保や試験運営上の課題も指摘されており、全国的な拡大には至っていない状況と認識しております。

近隣では、宇部市において、先行事例として、オンライン英会話による海外のネイティブスピーカーとの交流を実施し、一定の成果が報告されています。

一方で、運営負担やコストの課題から、今年度よりAIを活用した英会話学習に移行し運用面の改善を図っていると伺っており、その効果や課題を参考にしてまいり

たいと考えております。

本市におきましては、児童・生徒が日常の授業の中で、継続的に英会話を話す経験を積むことがスピーキング力向上の基礎であると考えております。

そのため、他市と比べ、手厚く配置したALTの効果的な活用や授業内の発話活動の充実を図るとともに、学校内外における英語使用の機会拡充にも取り組んでまいります。

さらに、ICTを活用した英語での対話機会の確保についても今後の可能性を含め、検討を進めてまいります。

今後とも、本市の教育環境に即した有効な取組を検証し、全ての児童・生徒が英語で伝え合う力を着実に育むことができる教育環境の整備に努めてまいります。

以上です。

○副議長（村田弘司君）　岡山議員。

○11番（岡山　隆君）　ありがとうございます。努力をされているなということがうかがえます。

全て、オンライン英会話がええっちゅうわけじゃないです。オンライン英会話の私立中学校、東京都心ですけど60％以上、2024年、都内公立の中学校では10％以下、地方における自治体では、オンラインのこういった対応というのは、もう、どの数字か言わなくても分かると思います。

実際、オンラインを通じて、やるたびに上達が分かるという状況はお聞きしておりますけれども、今後、さっきICTを利用しての使い方があるとか、私はオンラインじゃなくても、ユーチューブとかまたいろいろその辺については、やり方がたくさんあると。

だから今小・中学校、ゲームで、３時間も４時間もたくさんするじゃないですか。それが、今言うたICTとかユーチューブ等で、英語でぼんぼんぼんぼん簡単な言葉言うようなそういった会話のつくりというものをつくれば、オンラインじゃなくても、私はやり方によっては、ALT５人もおるんですから、そういったものを情報を集めて、児童・生徒がそれを聞こうと思ったらいつでも聞けると。ゲームで３時間も５時間もやるんやったら、そこをせめて１時間もやれば相当なもんかなって、私は思ってますよ。

だから、そういうところをしっかりと私は今後啓発していって、もう何ていいま

すか、もう国際的に今後世界で通用していく、そのベースというのをこの小中学校で築いていっていただければいいかなとこのように思っておりますので、どうか今後とも――もう答弁いいですけ、どうかそういったユーチューブとか――ものを使って、ALTさんがつくっとって、いつでもタブレットを持ってますからいつでも聞ける、好きな分だけ聞ける、そういう形にすれば、すごく私は変わってくるんじゃないかと思っておりますので、どうかその辺も検討していただきたいことをお願いしまして、10分前ですけれども、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

〔岡山　隆君　自席に着く〕

○副議長（村田弘司君）　以上で、本日予定された一般質問を終了します。

残余の一般質問については、16日と17日に行います。本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後３時23分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和８年３月12日

美祢市議会議長

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃